

予算特別委員会会議録（５）（令和８年１定）			
日 時	令和８年 ３月１０日（火）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時４８分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、佐藤副委員長、新井田・白川・酒井・高野・松岩・ 高橋・小池各委員		
説 明 員	総務・財政・生活環境・福祉保険・こども未来・ 病院局小樽市立病院事務各部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野委員、松岩委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。小貫委員が酒井委員に、橋本委員が新井田委員に、横尾委員が白川委員に、中村吉宏委員が松岩委員に、下兼委員が高橋委員に、中村岩雄委員が小池委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、立憲・市民連合、みらい、公明党、自民党の順といたします。

共産党。

○高野委員

◎5歳児健診について

最初に、5歳児健診についてお伺いしたいと思います。

新規事業として5歳児健診費が出ているのですが、全国的にも、小学校入学前の早期に発達障害などの発見や支援目的での導入が増加傾向となっています。

道内人口上位10市の5歳児健診の実施状況はどうなっているのでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

5歳児に対応した健診の実施状況でございますが、昨年9月頃になりますが、道内人口上位10市に電話で聞き取りを行った結果によりますと、発達の目安をまとめたセルフチェック表などのアンケートを配布し、希望者への健康相談や、発達相談を受ける形で行っている市が本市を含め4市となっております、残りの6市は未実施となっております。

○高野委員

道内でも、小規模自治体は進んでいても、出生数が多い自治体は健診体制の構築の困難もあり、なかなか進んでいない状況がありました。既に行っている市では、発達に関するセルフチェック表を各家庭に郵送して、結果を踏まえて、保護者が希望すれば健診を受けられる対応を取っています。

別の市では、希望者のみを対象に健診をしているということなのですが、本市では、ここ数年、5歳児になった方を対象にセルフチェック表を配布していました。

セルフチェック表の郵送を行わずに、これまで行ってきた3歳児健診のように全員に健診を行うということでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

5歳児健診の実施に伴いまして、セルフチェック表の送付は行わないものと考えております。

また、健診の方式につきましては、現在ウイングベイ小樽1番街4階にあるこども家庭センターで行っておりまして10か月児健診、1歳6か月児健診、あと3歳児健診などの健診と同様に、年度中に5歳になる幼児全員を対象に来ていただいて受診することを考えております。

○高野委員

先ほど、道内上位10市のお話も聞きましたけれども、このように5歳児健診を集団で行っている自治体はあるのでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

本市で聞き取りを行った結果によりますと、道内人口上位10市の中で5歳児のみを集めて集団で行っているところはございませんでした。

○高野委員

ないということで、本当にすごいことだと思いました。

私は、こうした集団健診になったというのは本当によかったと思っています。子育て中は気持ちに余裕がなかったり、気になったことがあっても、自分から連絡して相談することにハードルを感じたりする方もいると思います。私自身、上の子供が話すようになるのがすごく遅くて心配もしましたし、逆に、下の子供は、言葉は早かったけれども、歩行ができず、歩けるようになるのだろうかと本当に不安になった経験もあります。

こうしたときに、1歳児健診でそうした悩みを相談して安心できたという経験もありますので、子育て中の方が相談しやすい環境をつくるという点でも本当によかったと思います。

今回、初めて5歳児健診をするということなので、対象となる方に周知することが必要ではないかと思うのですが、健診はいつ頃に開始予定で、対象の方にどのように周知していくのでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

現在、行っている健診につきましては、対象となる方に健診日の2か月前に案内文をお送りしているところでございます。5歳児健診につきましても、同様に健診日の2か月前に案内文をお送りすることを考えておりますので、初回の健診日を6月とすると、その2か月前の4月上旬には案内文を送付したいと考えてございます。

また、市民の皆様への周知につきましては、広報おたるをはじめ、市のホームページ、子育て応援アプリ母子モ、Instagramなどの方法で周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○高野委員

3歳児健診と比較して5歳児健診の人員体制について、どのような違いがあるのでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

3歳児健診では、医師が1名、保健師が6名、看護師が2名、心理相談員が1名、歯科医師が1名、歯科衛生士が2名、栄養士が2名という体制で行っております。

これから始まる5歳児健診では、保健師、心理相談員がそれぞれ1名増える形で、そのほか新たに言語聴覚士の1名と保育士の2名が加わる予定となっております。

○高野委員

お聞きしますと、専門家が多数いる体制になるのかと思いました。

3歳児健診の検査内容との違いについてお知らせください。

○（こども未来）こども家庭課長

3歳児健診では、主に身体発育状況の確認、生活習慣や育児に関する指導を行うことを中心に行っておりますが、5歳児健診では、5歳児は言語の理解能力や、社会性が高まり、発達障害が認知される時期であることから、集団における立ち振る舞いを評価して、社会的な発達の状況を把握することに特徴がございます。

本市におきましては、健診の過程で、保育士が鬼ごっこなどのルールのある遊びを提供して、心理相談員と保健師が行動観察を行い、集団生活における社会性や協調性に関する行動を確認することで、社会性発達の評価や発達障害のスクリーニングを行うことや、希望者などに対しましては言語相談も行う予定でおりまして、これらの点が3歳児健診との違いとなっております。

○高野委員

今回の5歳児健診については、本当にほかの議員からも強い要望がありましたし、日本共産党としては市長要望の中でも毎年要望していました。

5歳児健診を始めた市では、早めの支援で症状が改善して、勉強に追いつかず不登校になる児童・生徒も減ったという調査結果もありますので、今後、検証することで発達障害の早期発見や早期療育につながればいいと思っています。

◎保育士配置基準について

次に、保育士配置基準について伺いたいと思います。

日本の保育制度は、市町村の保育実施責任、最低基準の確保など、最低基準を維持する費用の公費負担を原則とする制度となっています。

中でも、子供が安全に過ごすための認可保育所の最低基準があると思うのですが、主な概要についてお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

保育所の基準につきましては、主なものとして、児童1人当たりの面積、年齢別での保育士配置人数、園舎、設備の設置などの基準が定められております。

○高野委員

令和6年度から4歳、5歳の保育士の配置基準が76年ぶりに変わり、3歳児についても法改正が行われましたけれども、現在の国の保育士配置基準と本市の配置基準はどうなっていますか。

○（こども未来）子育て支援課長

国の配置基準は、ゼロ歳児が子供3人に対し保育士1人、1、2歳児が6対1、3歳児が15対1、4、5歳児が25対1です。基本的に、公立保育所の配置基準は国と同じとしていますが、ゼロ歳児のうち、産休明けの57日後以降から6か月未満の乳児については2対1としております。

○高野委員

今、お聞きしまして、本市も国と同じ基準で変更されたことが分かりました。

1歳児については、国の配置基準が変更されていませんけれども、民間では保育士の配置基準を6対1から5対1に改善した場合は、国から加算がつくとなっています。

本市で1歳児の配置基準を5対1にされていない理由についてお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

本市の公立保育所の配置基準は、基本的には国の配置基準に準拠することとしております。したがって、現時点では、国の配置基準のとおり6対1としております。

○高野委員

今年1月23日の総務省の事務連絡では、保育士等の処遇改善と1歳児の保育士等の配置改善に交付税措置をされることが掲載されていましたが、今年度の公立保育所分として、本市ではどれくらい交付税が入ってきているのでしょうか。

○（財政）財政課長

本市の公立保育所の運営に係る交付税措置につきましては、今年度では約7億8,000万円が基準財政需要額に算入されております。

○高野委員

7億8,000万円ということなのですか、昨年度と比べてはどうでしょうか。

○（財政）財政課長

令和6年度との比較としましては、6年度は約7億2,400万円でしたので、およそ5,600万円、基準財政需要額が増額となっております。

○高野委員

5,600万円ほど増額されているということでしたけれども、1歳児の公立保育所の保育士配置基準を5対1に変更することはできないのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

繰り返しになるのですが、本市の公立保育所の配置基準は、基本的には国の配置基準に準拠することとしており、交付税上の算定をもって配置基準を変えるという考えは持っておりません。

○高野委員

基本的には変えないというお話でした。

もちろん、国の配置基準の見直しは本当に必要ですし、当然なのかと思うのですがけれども、先ほど聞いたら、やはりゼロ歳児については2対1ということで対策を取っていることから、本市独自にできることはあるのではないかと思います。

子供の安全面や保育士の負担軽減のためにも1歳児の配置基準を見直していただけないかと思うのですが、改めて御回答ください。

○（こども未来）子育て支援課長

本市の公立保育所において、ゼロ歳児のうち産休明けから6か月未満の乳児について2対1としておりますのは、平成6年当時、それまで行われていなかった産休明け保育を新規に実施するに当たりまして、首の据わっていない乳児を保育する上での安全面と、保育士の負担を考慮して2対1とした経緯となっております。

一方で、1歳児の保育に関しましては、そのような特別な事情はなく、従来から十分に対応しているところであり、この部分について国の基準に準拠することとして問題はないと考えております。

○高野委員

問題ないということでしたけれども、1歳児はやはりいろいろなことに興味が出て行動も活発になる時期でもありますので、子供の安全はもちろん、保育士の負担軽減にも今後はぜひ検討していただきたいということを申し上げます。

○酒井委員

◎議案第4号令和8年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算及び議案第25号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

今回は、国民健康保険関連について質問いたします。

議案第4号令和8年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算及び第25号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてであります。

今回の条例改正で、子ども・子育て支援納付金が追加され、賦課限度額の見直し、軽減判定基準額の引上げ、保険料率賦課割合の見直しが行われます。

まず、賦課限度額の見直しについてであります。

今回、法定賦課限度額と同額となるということですが、今後、基本的には変わらないという認識でよろしいでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

賦課限度額につきましては、超過世帯割合の上昇を抑制するなどの理由で毎年見直されることから、今後も変わるという認識を持っております。

○酒井委員

次に、軽減判定基準額の引上げについてであります。

今回の見直しについては、政府が消費者物価などから引上げを決めたということですが、今後も見直しが行われると認識してよろしいでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

軽減判定基準の引上げにつきましては、今後も物価上昇の影響により、応益分の国民健康保険料の軽減範囲が縮小しないようにするなどにより、引き上げられる可能性があると考えております。

○酒井委員

保険料率賦課割合の見直しについてであります。

令和12年度と言われる北海道の国保統一によって、標準保険料率に近づけることから、所得割を1ポイント下げ、均等割が1ポイント上がります。

今後、所得割がさらに1ポイント下がることで標準保険料となりますが、いつ賦課割合を変更する見込みなのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

保険料率賦課割合につきましては、委員がおっしゃったように、令和8年度に所得割を1ポイント下げ、均等割を1ポイント上げることににより、目標値との差が1ポイントとなりますことから、令和9年度も北海道が示します標準保険料率に変更がなければ、9年度に変更する予定となっております。

○酒井委員

統一化された令和12年度以降、市町村では統一保険料率と併せて毎年度の条例改正を行う必要があることから、条例改正に係る事務負担が発生することが予想されます。

こうした条例改正に係る事務負担に北海道からの財政支援は創設される見込みなのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

道内の保険料統一後の条例改正につきましては、本市の保険料率を北海道が算定する市町村標準保険料率とするような条文とすることで、保険料率が毎年変更になった場合であっても、条例改正を行わなくてもよいようにする予定としております。また、北海道からの財政支援は創設される見込みはないものと認識しております。

○酒井委員

日本共産党は、国保料の統一化については反対いたしております。何よりも大阪府や東京都のように日本一高くなるような国保料を押しつけていくことはやめていくべきだということは北海道に主張していきたいと思います。

何よりも国保料決定権は市町村にあることをも踏まえまして、国保料の北海道統一化についてはしっかりと見極めてまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援納付金について質問いたします。

政府は、令和5年12月に閣議決定しましたこども未来戦略に、児童手当の拡充、また育児休業給付の引上げ、こども誰でも通園制度などを盛り込みましたが、これらの施策の財源の一部とするため医療保険料に上乗せして、子ども・子育て支援納付金を徴収することを決めました。

納付金の徴収は2026年度から始まります。本市の子育て支援納付金分の1人当たりの保険料は、令和8年度で幾らとなっているのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

令和8年度の本市の子ども・子育て支援納付金の1人当たりの保険料は2,258円となっております。

○酒井委員

問題は、医療保険各制度からの納付金の総額は、制度が完成する令和10年度に約1.3兆円の見込みで、令和8年度はその6割程度、令和9年度は8割程度と段階的に増やしていく方針であることであります。

このような政府の動きをどのように捉えられているのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

国の資料によりますと、「歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする」と記載されておりますので、この国の方針により、実質的な負担が生じないよう実施していただきたいと考えております。

○酒井委員

実質的な負担が生じないようにするという事は、結局、国が増やした分については補償してくれるという認識でよろしいでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

国の作成した資料によりますと、そのように書いておりますので、実質的な負担が生じないという設計なのだと考えております。

○酒井委員

それはおかしいと思うのです。結局1.3兆円かかるものについて、まず6割程度やっていくということで、私の理解とすれば、急激に子ども・子育て支援納付金分が上がらないようにするために、そうやったと思うのです。

ということは、今後においても子ども・子育て支援納付金分の1人当たりの保険料というものは上がらないという認識なのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

また、国の資料によるものとなりますが、国としては3年間は増額させていく予定ですが、その後は変更がないという資料もございますので、そこはこれからの国の施策によるものかとは思っております。

○酒井委員

つまり、令和8年度から始まりますから、令和9年度、10年度と上がっていくことでいいのですね。

○（福祉保険）保険年金課長

上がっていくと聞いております。

○酒井委員

それでは、厚生労働省が作成した説明資料から、日本共産党が試算した資料によりますと、国保では月額約300円、年間約3,000円になります。

本市では、令和8年度の子ども・子育て支援納付金分の1人当たりの保険料は3,000円ではなくて2,258円となるのは、どのような理由からなののでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

1人当たりの保険料を算出する際に、低所得者や未就学児の軽減を行った後の保険料を被保険者数で割って算出していることが主な差額の理由と考えております。

○酒井委員

前述した3年間かけて子ども・子育て支援納付金分の1人当たりの保険料は上がっていくという問題であります。

前述の試算では、令和9年度は月額50円程度、年間600円程度上がり、令和10年度は月額100円程度、年間1,200円程度上がる見込みです。これらを機械的に当てはめると、令和9年度は2,658円程度、令和10年度は3,858円程度となります。こうした私の推計について、どのような所感をお持ちになりましたか。

○（福祉保険）保険年金課長

酒井委員のお見込みのとおり、金額は上がっていくものと考えております。

○酒井委員

今は2,258円だけれども、そのまま進んだら3,858円と、かなりの負担増だと思います。

ところで、厚生労働省が作成しました説明資料では、全制度平均で月額250円、年額3,000円であります。最も高いのが、公務員などが加入する共済組合で、年額4,200円、大企業の従業員などが加入する健康保険組合で年間3,600円、中小企業従業員などが加入する全国健康保険協会で年額3,000円であります。

これをぱっと見る限りでは、被用者保険と比べて国保の負担が低いように見えますが、これは正しい見方でしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

厚生労働省が作成した資料によりますと、加入者1人当たりの支援金は、共済組合、健保組合、協会けんぽの中では、協会けんぽと国保が同じ3,000円で、この中では低いものとなっているものです。

○酒井委員

そのとおりですけれども、必ずしも国保の負担が低いわけではないです。例えば、被用者保険の加入者は労働者でありますから、所得がゼロという人はほとんどいないわけであります。一方、国民健康保険は、年金生活の高齢者など所得がゼロに近い低所得者が多く含まれることになります。

ということは、同じ年収の人同士で比べれば、国保のほうが高くなるのは必然ではないでしょうか、いかがでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

委員がおっしゃるとおり、国民健康保険に加入されている方は、年金収入のみの方など低所得者が多いことから、被用者保険と比べまして、同じ保険料でも負担が高くなる方はいると考えておりますが、例えば低所得者に対する軽減などにより、一定程度は軽減されるものと考えております。

○酒井委員

国保の子ども・子育て支援納付金分の、公費負担の仕組みについては現行の後期高齢者支援分とほぼ同じであります。

それでは、後期高齢者支援分とどのような違いがあるのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

後期高齢者支援分と違う大きな点として、18歳未満の均等割が全額軽減される点がございます。

○酒井委員

18歳未満の均等割が全額軽減、すなわちゼロとなるということが大きな違いであります。

それでは、政府はどうして18歳未満全員分を全額軽減することにしたと聞いているのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

このことにつきましては、子育て世帯の拠出額が増えないようにするためと聞いております。

○酒井委員

子育て世帯の拠出が増えないようにするためということであります。

私は、子育て世帯を応援するのはとても大切なことだと思っているのです。それでは、今回に限らず、乳幼児が後期高齢者を支援するといった体制はおかしいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

子ども・子育て支援納付金につきましては、さきにも申し上げましたとおり、子育て世帯の負担軽減のためということになっておりますが、後期高齢者の支援に関しましては、子育てとはまた別の考えとなるのではないかと考えております。

○酒井委員

それでは、18歳未満の均等割が全額軽減されることへの公費負担がどうなっているかということであります。

低所得世帯の子供の7割、5割、2割軽減分、未就学児の半額分がありますけれども、18歳未満の均等割が全額

軽減されることへの公費負担の追加投入はあるでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

18歳未満の均等割が全額軽減されることへの公費負担は、7割、5割、2割軽減、未就学児の半額以外にはございません。

○酒井委員

7割、5割、2割と未就学児の半額分以外にはないということであります。

公費負担の追加投入がないとなると、どのように負担することになるのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

負担につきましては、18歳以上の均等割というものがあまして、18歳以上の被保険者で負担することとなっております。

○酒井委員

均等割のほかに、18歳以上均等割というのできるのですね。18歳以上均等割というのも変な話でありますけれども、結局18歳未満の均等割が全額軽減されるということは、18歳以上の加入者の負担ということになります。

ということは、子育て世帯よりも子供のいない世帯のほうが割高になるのではないのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

世帯単位で見ますと、子供がいない世帯には軽減が全くないという状況になりますので、18歳以上の均等割だけが子供がいない世帯にかかるということにはなりますけれども、1人当たりの18歳以上の均等割というのは同じものとはなっております。

○酒井委員

いや、シンプルに、子育て世帯よりも子供のいない世帯のほうが割高になるのではないかと聞いているのですが、いかがでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

軽減がない分、割高に感じるということはあると思います。

○酒井委員

子育て世代は軽減されるけれども、そうではないところには軽減されないということになると、その分、負担が増えるわけですから、やはり割高に感じるのは当然だと思います。

子育て世代への支援は重要であります。しかし、そのための財源を、医療サービスを削減したり、医療保険料に上乗せして徴収したりするような施策を行うべきではないと思います。政府が責任を持って子育て支援の財源を確保することこそ、大切であるということを述べます。

次に、国保の一部負担金減免について伺います。

代表質問でも行った国保の一部負担金減免について質問いたします。

この一部負担金の減免及び徴収猶予を定める根拠についてお示してください。

○（福祉保険）保険年金課長

一部負担金減免は、国民健康保険法第44条第1項に基づいておりまして、小樽市国民健康保険条例施行規則第14条に基づき、小樽市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の取扱要領により実施しております。

○酒井委員

答弁では、国の通知では、生活状況等を総合的に判断し、借入金も生活資金として使用可能な場合には資力の一部としていとされており、本市もこれに基づき取り扱うところであるとされました。

国民健康保険の事業は、法定受託事務と自治事務のどちらになるのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

一部負担金減免は自治事務となっております。

○酒井委員

自治事務ということであれば、国の通知があったとしても、住民の命を守る立場に立つ判断もできるのではないのでしょうか。市の対応として、規則ですとか、要領について変更は可能だということでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

要領の変更は可能であります。

ただ、道内統一保険料を目指し協議しているところであり、本市だけが取扱いを変更するということにはならないと考えているところもありますので、今後、協議において変更がありましたら、それに合わせていくこととなるとは考えております。

○酒井委員

どうもやはり引っかかるのが統一保険料の絡みなのです。

今回、私がこれを取り上げたというのも、北海道の国保担当者は、標準化について年度内に変えていくのだという話をされていたのです。ところが、小樽市が確認すると、そうではないということなのです。結局、北海道は標準化を今年度中に変えないということなののでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

先日、北海道から標準保険料の改正の通知が届きましたけれども、それに関しましては、第3回の北海道と全道市町村の連携会議の中での協議内容を反映させたものとなっております。今後の協議の中で変わっていく可能性があるのかとは思いますが、今のところ、変更となっているとは聞いておりません。

○酒井委員

ということは、今後、北海道がそういった一部負担金減免について、生活保護基準ではなくて、また別のものを出していくという形になってくれば、小樽市もそれに合わせて変更することも当然あり得るということで確認してよろしいでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

北海道で協議が進んでいけば、小樽市もそれに合わせていくことになっていくと考えております。

○酒井委員

本市ホームページの国保一部負担金の減免についてであります。

小樽市の国保の一部負担金の減免についての中身を見ますと、とても分かりづらいです。他の自治体はどうかと思って幾つか調べてみたのですが、中でも分かりやすいと思ったのが、紋別市の例でありました。

そこでは、特別な理由とは何かということは、小樽市も同じようなことが書かれてあるのですが、例えば「減免の基準と金額等」のところでは、「平均実収月額が生活保護基準額＋3万5,400円以下の場合」という形で出されておりまして、減額の場合も同様に記されているわけであります。

本市のホームページでは、あまりそこまで詳しくは書かれておらず、自分が国保の一部負担金の減免の対象となるのか、ならないのかは、あくまでも問合せをしなかったら想像すらできないという状況になっております。

これを機会に、本市のホームページで国保の一部負担金の減免について分かりやすく示していくことをぜひ検討、研究していただきたいと思いますが、お伺いします。

○（福祉保険）保険年金課長

今後、他市のホームページなどを参考にしながら、本市のホームページの見直しも行っていきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋委員

◎高齢者の見守りと孤独死・孤立死について

まず、1点目、独居高齢者の孤立と見守り体制についてお聞きしていきたいと思います。

御承知のとおり、本市の高齢化率は40%を超える超高水準にあります。かつて坂のまち小樽を支えてくれた市民、先輩の方々が、今やその坂道によって外出を阻まれて、自宅で誰にもみとられることなく生涯を閉じる。そうした孤立死のリスクは、もう統計上の数字ではなくて、隣り合わせにある現実であります。

孤立死と孤独死という似た意味合いで使われる言葉がありますが、これは社会との接点の有無の部分で違いがあると言われています。孤独死は家族や友人と交流があっても亡くなる瞬間に1人だったという状態で、孤立死は地域や社会との結びつきがほぼなく、誰にも知られずに亡くなってしまうという状態を指します。ただ、それらの数を正確に把握することは非常に困難でもあるとも認識しています。

そして、令和8年度の予算案における扶助費に関しては、約185億円に達していて、これは一般会計の約27%を占めますが、その使い方として重要なのは、やはり何に使うか、質が求められると考えます。既存サービスの維持であるとか、一時的な給付みたいな対症療法にとどまることは望ましくないとも考えています。孤立という目に見えない病のようなものに市民の尊厳がむしばまれてしまう前に、行政としていかにセーフティーネットを攻めの形で構築できるかが問われていると感じます。

これらの観点から、まず、実態把握について伺うのですが、令和8年度予算において、高齢者の見守りに直接的、間接的を含め、関連する予算額と、具体的な内訳に関してお示しいただきたいと思います。

加えて、本市における直近の孤独死ないしは孤立死の発生件数は年間でのぐらいつと把握されているのか、お持ちであるデータに関してお示しいただき、推移等もお聞かせいただければと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室川本主幹

孤独死についての判断が難しいところがございますので、亡くなられた際などに葬儀を執行する方がいらっしゃらないで、市で火葬を行った件数をお答えいたします。令和2年度は12件、令和3年度は16件、令和4年度は14件、令和5年度は18件、令和6年度は31件となっております。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

予算の関係ですが、間接的な部分でお答えいたします。高齢者の見守りという意味で小樽市老人クラブ連合会が行っております見守り活動がありまして、老人クラブに対して市は補助金を出しておりますが、本体の補助とは別に、見守り活動に対する補助金として20万円を計上しておりますので、こちらが間接的に関連している予算額となっております。

○高橋委員

次に、これまでの福祉は、ある意味で地域住民の善意という形での無形のインフラに依存してきたという側面があると思っています。ただ、そうした善意も今は高齢化の下で限界を迎えようとしています。

現在、見守りの実務に関しては、小樽市老人クラブ連合会のお話もありましたけれども、町内会ですとか民生・児童委員といった地域の方々の努力に大きく依存しているところです。ただ、高齢化が進んで、従来の共助のネッ

トワークというのはもう限界に近くなってきているのかとも感じています。

この現状に対して、行政が施策として、例えばボランティア的な負担を軽減しつつ、ネットワークを再構築するためのこ入れが必要だと考えるのですが、例えばポイント制度の導入や拡大に関して、あるいは生活支援コーディネーターの配置みたいなことを含めて、何か考えられる施策についてお聞かせいただければと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

現在、市の生活支援体制整備事業におきまして、生活支援コーディネーターを中心に地域における見守りを含む課題の把握と、その解決に向けた体制づくりを行っております。課題解決に向けた検討の中で、具体的にどのような対応ができるかは、今後、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員

見守り、共助の部分の話ですけれども、共助の再構築と並行して急務であるのが、官民連携による仕組みの自動化が図られることです。つまり、人の目に頼る見守りは、必ず時間的なもの、物理的なものの隙間が生じてくる。その隙間を埋めるのが、民間事業者のネットワークや最新の機器、テクノロジーであったりするのかと感じています。

全国的にも郵便局や電力会社、ガス会社等の民間事業者との協力で協定を結んでいることも一般的に見られていますけれども、本市におけるそうした協定の現状がどうなっているのか。また、実際にそうした協定を結んでいる民間事業者から異変の通報があつて、行政が介入したケースがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

現状におきまして、市内郵便局、新聞販売所、セブンイレブンなど複数の民間事業者と地域の見守りに関する協定を締結して、日常業務の範囲内での見守り活動を行っていただいております。

行政の介入としましては、安否確認などの通報があつた場合に、地域包括支援センター職員と共に訪問して安否確認後に必要に応じて支援サービスにつなぐという対応をしております。

○高橋委員

今お示しいただいたような形で連携はされているのだということで、民間事業者との連携をさらに一歩進めようと考え、生活インフラを見守りのデバイスに変えることが考えられます。

プライバシーへの配慮と利便性のバランスをどう取るかは、本市の考え方が問われると思います。つまり、前から議論をされてきましたが、ＩＣＴを活用した、いわゆる見守り家電、スマートメーターやポットによって安否の確認をするものですか、そうした通信機能を備えた家電の導入支援に関して、先ほども申し上げたように、人の目ではどうしても隙ができてしまう、そこを埋めるための安否確認のシステムをつくるための策を検討すべきかと考えます。この辺り市の御見解を伺いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

現状におきましても、高齢者向けの市営住宅の一部や、虚弱高齢者向けの緊急通報システムなど、見守りを含んだ通報システムの助成などは一部で取り組んでいるところですが、今、委員がおっしゃられたような、より広い範囲での日常的な見守りの仕組みにつきましては、周知、啓発に向けた検討をしていきたいと考えております。

○高橋委員

今の御答弁をお聞きしてお分かりだと思いますけれども、通報システムは何かあつたときという形なので、日常적인見守りが大事なのではないかと私自身は思っているところでございます。

今まで伺ってきたことに関しましては、異変を察知する手段にすぎません。孤立死の根本的な原因は、社会からの断絶そのものであります。特に地域での活動などから距離を置きがちな方々に対して、いかにして外へ出る理由をつくるかというところが重要だと考えます。

そこで、孤立の根本的な原因である社会からの断絶を防ぐ支援について伺いたいと思います。

特に男性の独居、高齢の方が地域活動への参加率も低く、一旦孤立してしまうと、フレイルが加速してしまう傾向にあります。市内に点在する居場所やサロンなどへこれらの方々を戦略的に誘導することで、心身の健康維持を図るべきであるとも考えます。

市として、こうした潜在的な孤立層へのアプローチ手法をどのように描いていращやるか、お聞きしたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

地域における居場所づくりにつきましては、生活支援コーディネーターを配置しておりまして、生活支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業で一体的に取り組むこととしております。

居場所にどうやって来ていただくかは、双方の事業を共同して連携して取り組んでいきたいと考えております。

○高橋委員

ぜひそうした部分も意識して、意図して来ていただける、その誘因ができるようにいろいろと試行錯誤といいですか、御検討いただければと思います。

万全を期しても防ぎ切れなかった事態、あるいは身寄りのない最期を覚悟しているという市民の方に対して、行政がどこまで寄り添えるかという出口の部分の議論も必要ではあると考えます。

不幸にも孤立死が発生してしまった後の対応ですが、以前に、身寄りのない御遺体についての質問というのも委員会で行われたと記憶していますけれども、そうした方を孤立死と仮定して伺いますが、身寄りがなくて、特殊清掃や遺品整理、さらには死後の事務手続、葬儀や埋葬、家財の処分などが必要となった際、現行の枠組みでは誰がどのように対応しているのかということ、そして、将来的な件数増を見据えて、生前契約の支援であるとか、死後事務委任契約に関する公的な関与についてお考えを伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

身寄りのない方の死後の取扱いなのですが、火葬や埋葬の部分につきましては、墓地埋葬法の範囲の中で小樽市として対応させていただいているところです。それ以外につきましては、現在是对応している部分はありません。

ただ、死後事務の支援につきましては、国が身寄りのない高齢者に対する受皿として、小樽市社会福祉協議会などが担う仕組みを現在検討しておりますので、その動向も注視してまいりたいと考えております。

○高橋委員

今後の動きも注視はさせていただきたいと思います。

1人の人生が終わるというわけですから、やるべきことが多くて当然であるとも考えますけれども、誰がすべきかという、いわゆるべき論と、そして法律と権利というものの調整をしながら進めていくところで、困難はあるかもしれませんが、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

◎介護人材の確保について

次に、介護人材の確保と定着支援についてです。

介護保険料の上昇は、市民の家計を直撃する重い負担となっています。しかし、その負担に見合うだけのサービスが受けられるかと言えば、現状として危ういところでもあるのかと思っています。介護現場は今、人材不足によるサービス休止というある種、本末転倒な事態、介護崩壊の入り口に立っているとも言われています。

主要事業に掲げられた安定した人材の確保という言葉が、本市においても単なるスローガンに終わらないように戦略的なことをお伺いしていきたいと思います。

小樽市内の介護現場で、隣接する札幌市等への人材の流出、あるいは他の産業との賃金格差があることが深刻な課題でもあると考えます。

現在、本市において不足している介護人材の規模を専門職、一般職別に押さえているような状況があればお示しいただきたいと思いますけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室洪間主幹

少し前ですけれども、令和6年度に市が行った地域密着型介護事業所及び居宅介護支援事業所へのアンケート調査によりますと、介護人材が不足していると回答した事業所が約5割あり、不足している職員としては介護職員が最も多く、次いでケアマネジャーが不足しているという結果でありました。

○高橋委員

約半分が人手不足であるとお答えになられているということです。

札幌市等の都市部への人材の流出を食い止めて、理想とすれば、小樽市で働くことの価値を行政が底上げするといえることができると思います。

処遇改善は国の専売特許ではなくて、例えば自治体の独自の知恵、場合によっては予算を使って、より地域ニーズに沿った施策を考えていきたいところではあると考えます。

人材不足に対して、市として小樽市で働き続ける理由をつくるための処遇改善、そして市独自の定着支援策、例えば就職奨励金や家賃の補助なども含めて、金銭的なことに限らずですが、今後どのようにしていくべきと考えていますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室洪間主幹

今、市独自の定着支援で行っておりますのが、介護の資格取得の支援、外国人介護人材に対する定着支援としての交流会などもやっているところです。これから第10期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画の策定に向けて実施する介護事業所等へのアンケート調査や、現役の介護職員に御意見を伺うなどして、人材確保と職場への定着支援に関するニーズを把握した上で、市として行う必要な支援策について検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員

お答えの中に資格取得の話もありましたが、やはり入り口をつくることは非常に意義のあるものと思いますが、ただ、定着支援を考えれば、引き続きその後も働いていただけるような策も求められていると思います。

それに関して、例えば賃金であるというものと同時に現場の働きやすさの部分の改革も不可欠なのかと思います。限られた人数で質の高いケアを維持するためには、実際にテクノロジーの導入、デジタル機器の導入はぜひいたく品ではなくて、必需品だとも考えます。

現場の負担軽減のために、例えばICT導入による生産性向上に関するもので、見守りセンサーやインカム、介護記録の電子化など、職員の精神的、あるいは肉体的な負担を減らす可能性があるものについて、機器導入に対しての市の補助、あるいは国の補助に対して市が上乗せをするであるとか、事業者の背中を押すような施策について、金銭的なもの以外も含めて、支援の考えに関して伺いたいと思います。

○（福祉保険）介護保険課長

御指摘の機器導入に対する施策についてです。本市の施策や国補助の上乗せというものではないですが、国または北海道から示される補助金などの情報につきましては、随時、本市から事業者に対してメールなどで周知を図っております。本市のできることとしまして、現状は周知の方法等を工夫してまいりたいと考えております。

○高橋委員

おっしゃるように、情報というものは事業者にとっては有益なものでありますので、必要なものをお伝えできるようにうまく体制をつくっていただければと思います。

そして、職員不足が深刻になっている中、その調整役である司令塔としてのケアマネジャーの不足が地域全体の介護ニーズと供給のバランスを大きく崩してしまう可能性があります。ケアマネジャーは、当然、資格要件が厳しく、今足りないからといって急に増やせるものではありません。

本市の現況と、ケアマネジャーの高齢化に伴う退職や人手不足のリスクをどのように評価しているのか、伺いた

と思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室洪間主幹

ケアマネジャーの状況につきましては、先ほどお答えしたとおり不足している事業所が多いことに加え、確かにケアマネジャーの高齢化が進んでおります。このことで、継続が危ぶまれる事業所も今後、出てくるというお話を現役のケアマネジャーからお聞きしているところです。

これらの状況から、ケアマネジャーを目指す若い世代を増やす取組が必要と考えております。現在、資格取得支援や市内の中学校、高校を対象とした介護の仕事の魅力を伝える出前講座を実施しており、これらの取組が若い世代がケアマネを目指す後押しになるのではないかと評価しているところです。

○高橋委員

さらに、ケアマネや介護スタッフの方々を含めて、働いている方々を最も疲弊させているのは、対人の援助よりも、書類の仕事だともお聞きするところです。行政がDXを標榜するのであれば、まず、自らの手続からメスを入れていくべきだという指摘もありました。ケアマネを含む介護事業者の事務負担軽減のために、行政手続の簡素化、オンライン化を行うべきだと考えます。

例えば、更新申請や各種の報告書などの従前は紙ベースでやり取りが行われていたものが、現状はどうなっているのか、伺いたいと思います。また、DXを進めるという観点からも、この後、市として実施可能な改善策があればお伺いしたいと思います。

○(福祉保険)介護保険課長

まず、紙ベースのやり取りの現状につきましては、従来より多数ありますが、一部の書類に関しましては、DX化の観点から、少しずつ始めている状況でございます。

具体的には、国で推進している電子申請届出システムを活用すべく、本市では令和7年4月より、そのシステムで受付を開始しており、今後も活用率向上を図ってまいりたいと考えております。

また、市独自のDXの活用例としては、現況報告、利用状況調査、ケアプラン点検後のアンケートなど、令和6年よりL o G oフォームを活用したやり取りを進めており、事業者からの声としてもおおむね好評であることから、現在、紙ベースにて行っている事務処理も含めて、活用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○高橋委員

そうした部分でも効率化を図っていくことで、少しでも皆さんの負担を減らしていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

◎障害福祉に関して

次に、障害者福祉と経済的自立支援について伺います。

障害のある方々が自らの意思に基づいて住み慣れた地域で自分らしく暮らすのは、権利の尊重でありまして、行政の基本的な責務であると考えます。

本市の施策が保護の枠にとどまらず、自立を後押しするものになっているかという観点でお伺いします。

まずは、権利擁護に関して及び成年後見制度についてです。

判断能力が不十分な方を守るための成年後見制度ですが、小樽市では利用が停滞しているようにも見受けられます。

法人後見の受任体制整備や市民後見人の育成、特に生活困窮者に対する申立費用、報酬の助成等の予算枠が現状で充足しているのか、この辺りに関してお聞きしたいと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

本市におけます法人受任や市民後見人の育成につきましては、小樽・北しりべし成年後見センターがその担い手となっております。同センターの運営や予算については、小樽市を含めます6市町村及び関係者で構成される運営

委員会で協議されておりまして、必要な予算額をその中で確保されていると認識しております。

また、申立費用、後見人への報酬について助成を行う成年後見制度利用支援事業につきましても、過去の実績などから必要額を確保しておりまして、今年度においても予算の不足は見込まれていない状況となっております。

○高橋委員

今お聞きして、これが実際に本当に充足しているのか、逆に本来もっとサポートすべき人がいて、その方々が申し込んでいないから、使っていないから、今は足りているみたいなこともあるのかと少し思いました。

本筋に戻しますが、意思決定の支援と並んで物理的な生活基盤の確保、すなわち施設から地域に対しての移行というのも長年抱えている課題であると認識しています。

地域移行支援の加速についてですが、長期の入院や施設入所をしている障害のある方が、地域で自立した生活に移行していく際、本市における最大の障壁は何だと分析していますでしょうか。特にグループホーム等のお住まいの支援について、現状で不足している機能、例えばこれは重度の対応や夜間支援体制など、こうした部分をどのように補完していくのか、お考えを伺いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

入院していた障害をお持ちの方が退院後に、服薬管理が必要であるけれども、グループホームに看護師等の医療職が不足しているといった話は聞いております。また、近年、出所後の障害者の受入れも増加しておりますが、夜間の職員体制の不足や逃走防止等の設備面でも十分ではないという話も伺っております。

これらの地域移行における課題等につきましては、一つずつ市内の相談支援事業所で構成する協議会等がございますので、こちらで他の障害福祉サービスで補うのか、それから社会資源として有効なものがあるのか、地域全体の課題として引き続き協議、検討していきたいと考えてございます。

○高橋委員

今いただいた御答弁の中で、出所後の障害者も増えていると聞き取ったのですがけれども、御説明いただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

困難事例として相談を受けるケースが数件あったということで、出所後の行き先などの対応をしたところでございます。

そういったときにおきましては、当然、この協議会もそうですが、関係機関、関係者と話し合って対応を協議させていただいたということでございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時40分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

みらいに移します。

○小池委員

◎小樽市立病院の経営等について

小樽市立病院の経営等についてお聞きいたします。

先日、市立室蘭総合病院が令和9年度をめどに閉院するニュースがありました。負債は約85億円。室蘭市長は、病院事業会計の経営状況は、数年の間に室蘭市が財政再生団体に転落する危機的な水準であり、住民サービスの提供に深刻な影響を生じることを何としても避けるために閉院を決断したとのことでした。

他市のことで恐縮ではありますが、以前から、経営状況が厳しいといううわさはあったのかと思いますけれども、閉院についてどのような所感をお持ちなのか、お聞きいたします。

○（病院）事務部長

ただいまの室蘭市につきましては、本市と同じく港湾都市であり、また人口減少や少子高齢化も進んでおりまして、似通ったところが大変多いまちの出来事でありますので、まさに我が事のようにショックを受けております。また、それと同時に同じようにしてはならないという強い危機感を抱いているというのが今の所感でございます。

○小池委員

私もすごく似ていると思っています。

では、この閉院から小樽市立病院と照らし合わせて、失礼ではありますが、教訓にすべきことがあればお聞かせください。

○（病院）事務部長

当たり前のことではありますが、病院経営を継続していく上で、人口減少からの患者数の減ですとか、医療スタッフの確保の困難さなどには、その都度、機敏に対応していく必要はありますけれども、それらを見据えた上で、まずは何をにおいても収支の改善に向けた取組に注力していかなければならないと考えております。

○小池委員

私も収支の改善がすごく重要だと思います。経営が厳しいことは閉院する一番の要因だと思いますが、なぜ経営が厳しくなったのか、人口減少、患者不足、看護師不足、診療報酬の低さ、人件費高騰など要因は多岐にわたり、まさに深く掘っていくと、とても小さな課題が複雑に絡み合っているのかと考えます。

では、小樽市立病院の経営の現状の課題をどのように捉えているのかも含め、小樽市立病院の近年の経営状況について簡単にお聞かせください。

○（病院）経営企画課長

令和5年度はコロナ禍後に患者数が回復しない中、新型コロナウイルス感染症等の院内感染が複数発生したことなどから収益を伸ばすことができず、人件費や物価の高騰による支出増から厳しい経営状況となりました。

令和6年度につきましては、5年度よりも医業収益が増収となりましたが、それ以上に給与費や材料費、経費など医業費用が増加しまして、収支が悪化しました。

医業収益の増収と医業費用の増加は、令和7年度においても同様の傾向でありまして、今年度の決算についても大変厳しい状況になることを見込んでおります。

○小池委員

大変深刻な問題だと思っています。

室蘭市は、市立室蘭総合病院と製鉄記念室蘭病院、日鋼記念病院の三つの総合病院があります。本市も四つの大きな病院があり、似たような状況かとも考えます。室蘭市では、平成22年頃までは3病院が競合する時代もあり、その後、一つにまとめる全面統合の案も議論されてきたそうです。しかし、人口減少と患者減少、医師不足、経営悪化、日鋼記念病院が徳洲会にグループ入りしたことで白紙になり、役割分担が必要となったそうです。

本市においても、4病院の役割分担はどのようになっているのか、その役割分担は継続的に検討されているのか、見解をお聞かせください。

○（病院）事務部長

現時点で、公的公立の4病院の間で明確な役割分担を協議し、取り決めたものではありませんが、小樽市立病院といたしましては、急性期医療の拠点として十分に機能するため、救急の応需率の向上と病床稼働の効率化を図っているところであります。また、救急治療後の患者を地域の身近な病院、クリニックに速やかに下り搬送するといった地域医療支援病院としての役割をより強化していきたいと考えております。

4病院の役割分担についての検討や協議につきましては、この人口減少下にあつて、いずれの病院の経営も将来にわたり、安泰であるという話は聞こえてきておりません。また、室蘭市のような先例も目の当たりにしているところですので、地域住民が質の高い医療を今後も受け続けられるには、どういった医療の提供体制が望ましいかという観点で、あまり時期を待たずして協議を始める必要があるものと考えております。

○小池委員

室蘭市の話ではないのですが、経営が厳しい病院では、椅子や壁などの補修すらもできないほど経営が厳しくなっている病院もあると報道がありました。また、医療機器の更新ができず、何十年以上も使用していることもあるそうです。

では、小樽市立病院の医療機器の更新について、どのように維持管理されているのか、また、更新計画はあるのか、お聞かせください。

○（病院）経営企画課長

医療機器更新につきましては、それぞれの医療機器を所管する部門ごとに更新計画を作成するなどして、管理しております。また、各部門と病院局長などが面談を行って、院内全体のバランスを見ながら優先順位をつけて予算配分を行い、更新することとしています。

なお、院内全体の医療機器更新計画については、現時点で作成はしておりませんが、今後、作成することを検討しております。

○小池委員

医療機器は金額が相当高いと聞いていますので、そういった更新計画があると、安心してできるのではないかと思います。

本市においても、現状、人口減少が進む中、よりコンパクトにしていくことが自然なことだと考えます。

小樽市立病院においては、今後どのようにしていくお考えがあるのか、お聞きいたします。現状を見ると、診療科が増えていると思いますが、理由を含め、近年の状況をお示しください。

○（病院）事務部長

全国的に見ましても、特に地方の中小の自治体におきましては、人口減少や医師等の医療スタッフの確保の困難さは共通の問題であると認識しておりますので、今後、国が示す地域医療構想においても医療資源の集約化というものが強調されてくるものと考えております。

当院といたしましては、先ほど急性期医療の拠点や地域医療支援病院としての役割を強化していくといったことをお話しいたしましたが、現時点では、それ以上の具体的な方向性はお示しできませんが、そうした地域医療構想や市内の医療機関、患者などの動向を注視しながら、引き続き収支の改善、経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

診療科につきましては、直近では、令和7年10月から新たに呼吸器外科を設けましたが、もともと当院には呼吸器内科がありまして、一貫した診療治療が可能となり、患者にとってのメリットも大きいなどということで、発端は医科大学側からの意向によるところが非常に大きい理由ではありますが、これも医師をはじめとした医療資源の集約化が図られた結果と捉えております。

このこと以外には、今のところ、正式に標榜した診療科はございません。

○小池委員

といっても、本市の状況は人口減少に歯止めがかからず、毎年約2,000人が減少、他都市は高齢者が増加する中で、本市は高齢者も減少しています。

5年後、10年後を見据えた戦略が必要と考えますが、中長期の戦略はどのように考えられているのか、お聞かせください。

○（病院）主幹

当院では、対象期間を令和5年度から令和9年度までとする小樽市立病院経営強化プランを令和5年3月に策定し、この実行計画に基づき取組を進めているところです。

小樽市立病院経営強化プランは、医師、看護師等の不足、偏在や人口減少、少子高齢化などに伴う医療需要の変化にあっても、限られた医師、看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視して、公立病院の経営を強化していくことが重要とする総務省の持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づいたものとなります。

令和9年度以降におきましても、後志圏域地域医療構想調整会議などを通じ、当院の果たすべき役割について地域全体で十分に議論を重ねた上で、持続可能な地域医療提供体制を確保するための新たな中長期の戦略が必要であると考えております。

○小池委員

少し話は変わりますが、各診療科に病床状況が分かるようにモニターが設置されたとお聞きしておりますけれども、設置した部署、台数、設置した目的や狙いをお示しください。

○（病院）患者支援センター次長

令和7年9月にベッドコントロールの取組の一環として、精神科を除く入院病棟7か所及び医局1か所に各1台、合計8台のデジタルサイネージを設置したところです。

目的としては、病床利用状況等を見える化することで、院内、そして各病棟における効率的な病床利用などを進めるために設置したものです。

病床の利用状況のほか、病棟内の患者のバイタルサインを数値化して、体調変化のモニタリングなどの情報を病棟内で共有することや、院内で開催される研修会や講演会の情報周知、共有などに活用しているところです。

○小池委員

モニターをつけたことによって、どのくらいの効果があったのか、何か現場から話は聞いているのでしょうか。

○（病院）患者支援センター次長

毎週、ベッドコントロールの回診を各病棟で行っておりまして、その際に、活用状況については聞き取りをしているところです。数値的な効果を今お示しできませんが、意識せずモニターを見ることで、把握するきっかけになったりするということで、表示時間についての要望といったことは適宜伺いながら、運用については改善に努めているところです。

○小池委員

病床利用率や病床稼働率は病院の収益に直結する指標であり、病院経営として重要であると理解しています。しかしながら、スタッフが充足していない状況の中、病床稼働率を上げましようとしたただ単に掲げることや、人員に見合っていない入院の受入れは、スタッフの業務負担が増えるだけで、スタッフの疲弊感、不満感を招くと考えます。

高い病床利用率の向上、維持をすると同時に、スタッフの負担軽減、医療看護の質を保つ仕組みを検討することが重要であると考えますが、見解をお示しください。

○（病院）事務課長

当院では、病床稼働率を上げるためということはもちろんなのですが、それ以外でも病院職員の業務負担を軽減することにより、医療、看護の質の向上・改善につなげられるように様々な業務改善に取り組んでおります。

具体的には、ＩＣＴやＤＸ化による業務の標準化ということで、まずは当院では長年病棟ごとにそれぞれ持っているローカルルールがあまりにも多いです。これがＤＸ化を阻んでいる要因であると分析いたしまして、まずこれらの統一を図ることを考え、属人化せずに、誰でも業務を担えるようにということを進めております。

○小池委員

ローカルルールはどのようなことか、一つでもいいので、例を挙げていただくことはできますか。

○（病院）事務部長

具体的に細かくはなかなか説明しづらいのですが、診療科ごとにということは、医師ごとに仕事のやり方が違っていた部分がありまして、それに応える看護師の負担がそれぞれの診療科でまちまちであったり、あちらでこんなことをやって、こちらではこれをしていないといったことがあったものですから、まず、そういったことの統一化を図って、その上でＤＸ化やＩＣＴを導入したりということを進めていきたいという方向で思っております。

○小池委員

私もそういう話を聞いております。

次に、看護師不足についてお聞きいたしますが、まず、昨年度の離職率をお示ください。また、昨年度の離職理由はどのようなものがあつたのか、お聞かせください。

○（病院）事務課長

令和6年度の当院の離職率は11.5%でした。これは道内の同規模の病院とほぼ変わらない離職率でございます。

また、退職理由についてですが、上位だけをお伝えしたいと思います。今年度の退職者との面談によりますと、看護のほかの職場への興味が最も多く挙げられておりまして、続きまして、夜勤の負担が大きい、それから自分の適性や看護師としての能力の不安という理由でした。

○小池委員

ほかのところに興味があるということは、やはり小樽市立病院の魅力を上げていくことが、それを防ぐことになるとのではないかと思います。

また、今、夜勤のお話がありましたけれども、離職理由の一つとして夜勤の回数が多過ぎることが挙げられると思います。

日本看護協会におけるガイドラインでは、3交代制勤務は、夜勤は月8回以内を基本としています。では、小樽市立病院の現状をお示ください。

○（病院）事務課長

当院では、平均いたしまして約10回となっております。

○小池委員

ガイドラインの基本8回以内よりは多くなっている、私の聞いた話だと15回ぐらいやっている方もいらっしゃるかと聞いております。

労働体制では2交代制、3交代制があると思いますが、現状どのようになっているのか、また今後どのようにされていく方針なのか、お聞かせください。

○（病院）事務課長

現在は、当院では基本3交代制なのですが、一部で2交代制による勤務なども取り入れております。

昨今では、完全2交代制は働く時間こそ長くなりますが、申し送りの回数が減ることによる業務負担の軽減や、職員の連休を取りやすくなるなどといったメリットもあると言われておりまして、道内の他の病院でも完全2交代

制が採用される動きが多くなってきております。

当院といたしましても、職員の声を聞きながら、完全2交代制にこだわらず、変則2交代制などいろいろございますので、その辺りのシフトを積極的に取り入れていきたいと考えております。

○小池委員

ということを私は今聞きましたけれども、多分現場の方たちは分かっていないと思うので、ぜひ現場の方たちにも伝えていただきたいと思います。

あと、家庭環境や育児などの理由で短時間労働を希望されている看護師もいると思います。人員不足、業務が多く、結果的に残業になってしまい、短時間勤務のはずが帰れていないという声を多数お聞きしております。

では、現状、時短で働いている看護師の人数をお聞かせください。

○（病院）事務課長

育児による短時間勤務の看護師数ですが、令和8年3月時点では25名となっております。

○小池委員

時短で働いている方が申請された時間で帰られているのか、現状をお示してください。

○（病院）事務課長

看護部全体といたしましては、時短職員に限らず、残業しないで帰るという取組を行っております。短時間勤務職員も希望時間に帰られているとは思いますが、帰る時間の近くに新たな業務を与えないなど、いろいろな配慮を行っている中でも、看護記録については、本人でなければ患者の状態を記録できないということもありますので、どうしても希望する時間を超えて記録をつけて帰ることが実際にあるという状況と認識しております。

○小池委員

時短を希望されている方がその時間に帰られていないという状況は、もう少し把握されたほうがいいと思います。

その把握をしなければ次の質問にはならないのですけれども、では、この課題を改善するために何かされていることがあるのか、お示してください。

○（病院）事務課長

この問題も、時短の職員の問題として、完全に把握ができていないという部分から、先ほど申し上げましたとおり、残業時間の部分と併せて答弁させていただきますが、短時間勤務職員にも、時間外で残業したいと言ったときに、その日のリーダー看護師が調整役となって、残りの業務をほかの看護師に割り振ることを今行っております。

そういった時間外残業を行わなければいけない状態と併せて、短時間勤務職員の帰る希望の時間に合わせて、もう少し早い時間にリーダーから積極的に声かけをするなど、今後は配慮をしていきたいと考えております。

○小池委員

時短で働いている方25名で、状況によって皆さんで協力し合っていると思いますけれども、やはり人員不足というところで、そういった課題になっているのではないかと思います。

では、現在の看護師の定数と欠員数についてお示してください。

○（病院）経営企画課長

令和7年度の看護師の定数は381名で、令和8年2月末時点では31名の欠員が発生しております。

年度末にはさらに8名が退職予定となっております、今年度は39名の欠員となる見込みであります、4月には38名の看護師を採用予定ですので、定数をほぼ充足する予定となっております。

○小池委員

人数をほぼ確保できているというのはすごくすばらしいことだと思いますが、辞められた方には本当に何十年も働いた方だったとか、ベテランの方たちもいらっしゃる中で、新たに入ってこられる方たちは1年目であります

ので、そういった方たちが辞めないでずっと働ける環境にすることがやはり重要かと思っております。ただ、人数を確保できていることは本当によかったと思います。御尽力のおかげだと思います。

昨年、お聞きした離職しない魅力ある職場への取組についてですが、スマートフォンの活用で、医師に連絡を取る際や、さほど急ぎではないときにチャットを活用すること、また、他院で効果を上げている事例を参考にされていると答弁されていますが、連絡やチャット以外でどのように活用され、どのような機能があるのか、お聞かせください。

○（病院）事務部次長

まず、医療技術部門におきましては、特別なものではありませんが、検索ツールの活用が現場での迅速な情報収集に寄与していると聞いております。また、特に脳神経外科の医師におきましては、医療情報共有アプリを導入いたしまして、スマートフォンで高精度な画像を含む診療情報の共有が可能となっておりますので、場所を問わず確認できる体制を取ることができております。

○小池委員

では、ほかの病院で活用しているスマートフォンの機能と小樽市立病院で活用している機能には、差異はないのでしょうか。スマートフォン導入時には、機能や活用についてどのように検討されて導入されたのでしょうか。

○（病院）事務部次長

スマートフォン自体は一般的に普及している製品を使用しておりますので、搭載されているOSやカメラなどの仕様に違いはあります。

また、アプリといった面では、病院によっては病院専用のグループウェアを導入しているところもありますので、そういった意味では、それぞれの病院で違いがあると考えています。

また、導入のプロセスにつきましては、まず、既にスマートフォンを活用している病院を見学させていただきまして、現場での運用実態や課題についての意見交換を行って、それを基に院内で検討を重ねた上で最終的にはプロポーザルで導入しました。

○小池委員

他院では、血圧や脈拍、体温等を計測した際に数値を看護師が入力せずに、その医療機器にスマートフォンをかざすことで、データが自動で入力されるなど、こういったことが業務負担の軽減になっているとのことでした。

ICTの活用を積極的に行うことで業務負担の軽減につながることを目的としているのであれば、このように、実際に現場で必要な機能を導入すべきと考えますが、どのように検討されているのか、お示しください。

○（病院）事務部次長

今、委員がおっしゃいました機能は、バイタル連携と呼ばれる機能だと思います。こういった機能は、電子カルテシステムがスマートフォンと連携できる場合に実現できるといったものになるのですが、当院の電子カルテシステムには、その機能が備わっておりませんので、現時点での導入は困難な状況となっております。

一方で、バイタル連携に限らず、看護現場のニーズに即した機能拡充というものがあります。そこでは看護部ともコストを含めながら、アイデアレベルから随時検討を行っているところでございます。

○小池委員

検討していただいて、本当に業務負担軽減はすごく大事なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたい。もちろん費用がかかるところがやはりネックかもしれませんが、看護師不足を改善するためには必要なことではないかと思っております。

小児科、整形外科ではAI問診が導入されたとお聞きしておりますが、その効果と課題があればお聞かせください。

○（病院）経営企画課長

小児科では、保護者がスマートフォンやタブレットの操作に慣れていらっしゃいますので、A I 問診をスムーズに利用することができて、問診時間が大幅に短縮しております。

また、整形外科では、患者の年齢層は比較的高いものの、タブレットの入力時に専属の説明補助者を配属していますので、小児科ほどではありませんが、円滑に問診が実施できております。

このことから、問診時間の短縮に加えて、従来、外来の看護師が行っていた聞き取り業務が不要となりまして、業務の効率化を図ることができております。

課題につきましては、現時点では特段ないものと考えております。

○小池委員

すごくいいことだと思っています。

現状は二つの診療科だけですが、こういったことに多くの効果があるのであれば、今後も増やしていくべきかと考えますが、現状をお示してください。

○（病院）経営企画課長

小児科と整形外科における効果を踏まえまして、今後は初診患者が多く、問診の必要性が高い診療科に対してA I 問診の導入拡大を検討したいと考えております。

○小池委員

ぜひ増やしていただきたいと思いますし、先ほど言うておられましたけれども、利用者にも従事者にとってもすごくメリットがあり、業務負担の軽減になっていることなので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

少し話は変わりますが、令和8年度に診療報酬改定があります。概要と影響についてお示してください。

○（病院）経営企画課長

令和8年度の診療報酬改定の本体改定率はプラス3.09%であり、その主な内訳は、賃上げ対応分が1.7%、物価高騰対応分が0.76%となっています。今回の改定は、物価高騰、賃上げへの対応を最優先としたものであります。診療報酬改定が2年に1度であるため、物価高騰や賃上げにより、支出が増大しても収益で補填することができないという状況に対して、ようやく対応が図られたと認識しておりまして、収益の増加が図られることを期待しております。

○小池委員

期待したいところではあります。

では、今後、小樽市立病院として、改定に伴い経営の改善、また従事者の処遇改善に向けてどのような取組をされるのか、お聞きいたします。

○（病院）経営企画課長

今回の診療報酬改定では、職員への継続的な賃上げを評価するベースアップ評価料や、物価高騰に対応する外来入院物価対応料などが新設、変更等されております。

職員の処遇改善につきましては既に取り組んでおりますが、経営改善策といたしまして、まずは加算等の算定漏れがなく、より高い点数の加算を取れるように院内の各部門で情報共有しながら、連携を密に対応してまいりたいと思います。

○小池委員

看護人員不足だけでなくリハビリスタッフ、看護助手等も足りていないとも聞いております。人員不足は、病院経営の根っこにある重要な課題だと考えます。引き続き、改善に向けて取り組んでいただければと思います。

◎放課後児童クラブについて

次に、放課後児童クラブについてお聞きいたします。

放課後児童クラブについてはこれまで何度か質問し、時間帯に関しては民間委託となり、開設時間も拡大され、本当によかったと思います。また、利用料が無償化になったことで、保護者の負担の軽減や利用しやすくなったと思いますので、よい方向に進んでいるのかと思います。

そんな中ではありますが、何点かお聞きしたいことがありますので、質問いたします。

まず、利用料が無償化になったことで申込みにどのような変化があったのか、お聞かせください。

○（こども未来）阿達主幹

登録児童数につきましては、背景に共働き世帯の増加などがあるものと考えておりまして、近年は微増傾向でありましたが、令和6年度は利用手数料を無償化したことによりまして、大きく増加したものと考えております。

○小池委員

では、そこは定員を超える募集はなかったのか、お聞かせください。

○（こども未来）阿達主幹

令和7年5月1日時点の数字にはなりますが、定員を超える申込みがございました。

○小池委員

放課後児童クラブの入会を希望して申請された方の中に、何らかの理由で残念ながら入会できなかった方もいると思いますが、その方々の理由で多いものをお聞かせください。

○（こども未来）阿達主幹

相談の段階で保護者の就労日数が要件に満たないために申請に至らなかったというケースはあるのですが、申請を受けて入会不許可の決定をしたケースはございません。

○小池委員

以前コロナ禍のときにお聞きいたしましたが、当時退会率について調べていただき、各放課後児童クラブによってばらつきはありましたが、全体で約3割の退会率であり、5割を超える放課後児童クラブも2か所ありました。

最近では、私のところでは、放課後児童クラブに対しての不満は保護者からあまり聞いていないのですが、現状の退会率と、できれば退会理由もお聞かせください。

○（こども未来）阿達主幹

今年度の登録児童数から在籍児童数を差し引いて算出いたしますと、退会率は約2割となっております。

退会の理由ですが、子供が1人で留守番ができるようになった、保護者の勤務時間が変わった、習い事を始めたなど様々な事情があるものと認識しております。

○小池委員

本当にその理由だったらいいのですけれども、たまになかなか言えずということもあったので、そこで次の質問につながるのですが、もう少し魅力のある遊びができればと思っていたので、それが退会理由になっていなければいいとも思っています。

遊びの環境について質問します。

遊びの環境の充実をすることで退会率の低下につながると考えますが、現状について、特に体育館を利用しているのか等を含めてお聞かせください。

○（こども未来）阿達主幹

運営委託の目的の一つに、児童の遊びや学びの質の向上があるのですが、子供たちにとって急激に環境が変わるというのも望ましいことではありませんので、委託後初年の今年度につきましては、従来の遊びを基本としながら取り組んでいるところでございます。

お尋ねのありました体育館での体を動かす遊びにつきましても、学校の協力を得ながら継続してやっているところでございます。

○小池委員

体育館も使われているということです。平日はなかなか使いづらいと話聞いていますけれども、週末ということだと思います。

次に、放課後児童クラブの保護者の車でのお迎えに関してです。

各小学校の校門前は駐車場スペースがある学校もありますが、とても狭い学校もあり、お迎えの車が駐車することで迷惑になることもあります。そのため、学校に着く時間を前もって放課後児童クラブに連絡して、子供が玄関に来る時間に合わせることで駐車時間を短くする工夫をしている放課後児童クラブもあります。

しかしながら、タイミングが悪ければ、電話が重なり、通話中になって連絡ができず、保護者が連絡をしている間に学校に着いてしまい、駐車する時間が延びてしまうこともあります。このことについては、放課後児童クラブの先生たちは電話を受ける側であるため、そういったことは分からないと思いますし、保護者側しか感じ得ないことだと思います。

まず、このことについて、全体的に把握されているのか、お聞きいたします。

○（こども未来）阿達主幹

お迎えの前に放課後児童クラブに電話連絡をしていただきまして、子供の帰り支度を前もってすることによって、駐車時間を短くするという取組、また、駐車スペースが限られていることは把握してはいるのですが、全体を把握できているわけではございません。

○小池委員

全体までは把握されていないということで、ある学校では、店舗の駐車場をお借りしているという話も聞いています。なので、それぞれの学校によって違うのかもしれませんが、駐車場が広いところもあるので、そういった問題がないかもしれませんが、電話してお迎えに行っている放課後児童クラブがあります。

この対策についてですが、駐車スペースを拡充することは現実的に難しいと思いますけれども、電話回線を増やすことで解決する問題かと思います。今後、検討していただきたいと思いますが、御見解をお示ください。

○（こども未来）阿達主幹

電話回線の増設につきましては、限られた支援員等の人数では、やはり子供の対応が優先となるため、電話対応についても簡単なことではないと考えております。

○小池委員

お迎えに行くときに電話することはあるのですが、何かの相談などで電話を使っていれば、では、お迎えに行きますと電話したときには通話中なのです。だから、連絡できないのです。

なので、ただ単に連絡のためだけではなくて、そういったことにも電話は使われると思うので、回線が少なければ、対応は難しいこともありますけれども、もしかしたら1人の方が10分、20分電話しているパターンもあると思うのです。そういったことも把握していただきたいと思います。

私もお迎えに行く立場なので、お迎えに行き、子供がすぐ一緒に来て、駐車時間を取られないことは、その後、用事があったりすると、とても助かるので、私は必ず連絡してからお迎えに行っているのです。ただ、通話中になることが今まで何回かあって、だったら駐車スペースを取ってくださいということにはならないのではないかと考えています。

なので、これの対策を取るのであれば、電話回線を増やすことしかないと思うのですが、もう一回その点だけ見解をお示ください。

○（こども未来）阿達主幹

配置の基準といいましょうか、一つの支援の単位、一つのクラスに対して支援員は2名以上置くこととされておりまして、基本は2名を配置しております。

配慮が必要な子供などがいらっしゃれば、さらに追加で配置したりなどはしているのですが、基本は2人でやっているという現状がございます。今、1本の電話回線を増やしていこうといった場合、やはり公平性の観点からも、やるのであれば市内全てでやらなければならないと思うのですが、2人しかいないところで2本の回線よりも、我々としては、現状は子供の対応が優先だと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○小池委員

今の話で言うと、必要な学校だけでいいと思いますし、公平にしなかったからといって不満感は生まれないと思います。なおかつ、1クラスに2名ですけれども、3クラスある放課後児童クラブもあって、自分の子供が行っているクラスではないところに電話しても、ほかのクラスの先生が出るパターンもあるので、恐らくクラスが多いとその分、先生も多いのではないかと。お互いに助け合ってやっていると聞いていますので、そういったことも含めてぜひ検討していただきたいと思います。

次に、なかなか難しいことだと承知の上で質問いたしますが、先日、本会議で大雪等による学校の臨時休校について質問をいたしました。

その中で、急な臨時休校の対応に苦慮している保護者の声をお示ししました。臨時休校の際、放課後児童クラブも休みになってしまうことで、仕事をどうしても休むことができず、小学校低学年の子供を家で留守番させるしかないという家庭もあったそうです。共働き世帯が増えている中で、仕事を休みたくても休めない方もいると思います。

放課後児童クラブを利用されている保護者たちの働く時間は様々です。お昼からの仕事の方もいますし、いつも放課後児童クラブのお迎えは父親が行って、母親は夕方から仕事に行くということもあります。しかし、子供が1人で留守番ができないという場合は、仕事を休むしか選択肢がなくなってしまいます。

よって、学校が臨時休校であっても、気象状況の回復する等の状況によって、放課後児童クラブが開設できるのであれば、開設してほしいという声もたくさんありました。

委託契約の中で臨時休校の際は、放課後児童クラブも休みになることは承知しております。しかしながら、子供の安全や保護者のことを考えれば、解決すべき課題と考えますが、見解をお示してください。

○（こども未来）阿達主幹

臨時休校につきましては、基本的には各学校長が判断しているものと認識しております。特に冬季の天候は時間ごとに大きく変わることが多く、地域によっても異なる場合もあるため、放課後児童クラブにつきましても各学校の判断に準じて、何よりも児童の安全確保を最優先に考えてまいりたいと思います。

○小池委員

安全というところで、子供が歩いていくなら別なのですけれども、送迎していく方ももちろんいらっしゃって、行き帰りも送迎する方もいらっしゃいます。送迎が前提ではないと受入れは難しいと思っはいるのですけれども、保護者としては低学年の子供が1人で家でお留守番するより、学校の放課後児童クラブに預けたほうが安心という方もいらっしゃると思います。

そういったことも含めて考えていただきたいと思いますが、臨時休校の際、放課後児童クラブは休みになる一方、児童館は閉館していないということもお聞きしており、放課後児童クラブ併設の塩谷児童センターは開設しているというのも何か一見矛盾も感じます。

ぜひ、今後、臨時休校の際、放課後児童クラブの開設ができないかを検討していただければと思います。そういったことが選ばれるまちにつながると私は思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○新井田委員

◎(広報3月号特集記事) 家庭ごみ・資源物の分け方・出し方について

私からは、まず、広報おたる3月号の家庭ごみ・資源物の分け方・出し方の特集について伺います。

今回、11ページ分、ほぼ前半の半分を使ってごみの分別特集が組まれておりました。

こちらの今回の特集について確認させていただきますが、今回の広報おたるでごみ分別に関する特集を大きく掲載した理由、また3月というタイミングの理由もあればお聞かせください。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

家庭ごみ・資源物の分け方・出し方については、市のホームページやLINE、AIチャットボットにおいて周知しておりますが、SNSが苦手な方にも広く周知したいと考え、今回、広報おたる3月号に特集記事を掲載しました。

3月号にした理由については、広報広聴課に相談して、このタイミングになったものです。

○新井田委員

あえて紙でということ、紙を見ていただく方に対してということが分かりました。

今回、広報という比較的多くの市民の皆さんが目にしやすい媒体で、大きく特集を組んで市民の皆様に見てもらいたいということは、やはり日常的な問題点や課題点があつてのことでしょうか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

家庭ごみ・資源物の分け方・出し方については、日頃から問合せが多く、分別や出し方が適正に行われないうりサイクルに支障を来すことや、近年問題になっているリチウムイオン電池を燃やさないごみ等に出され、収集車や処分場の火災の危険があることが課題となっていることから、広報広聴課と協議し、今回の3月号に特集として掲載したものです。

○新井田委員

課題に対しての対策という部分も含まれていることが分かりました。

また、広報の特集を拝見しますと、前半では分別品目、後半では燃やすごみと燃やさないごみ、粗大ごみなど、それぞれ収集対象となるものや処分方法等が載っておりました。分別品目については、結構絞られておりまして、一つ一つが大きく表示されているように感じました。

判断に困りやすいような品目を分かりやすくしたのか、記載品目をあえて選んでいるのか、そういった理由もお聞かせください。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

毎日の業務で問合せの多い品目や、間違いやすく注意を必要とするものを選んで載せたものです。

○新井田委員

なかなか判断に難しいものの問合せが多い部分で、こういったものを載せることで対策として考えられていることが分かりました。

では、表紙には「保存版」と明記をされておりまして、今後のためにしっかり保存して判別材料にしてくださいということなのだろうと思ったのですが、過去にそういったガイドブックのようなものはなかったのか、そういったものの全戸配布をしたこともあるのか、あればいつ頃か、分かればお示しください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

平成17年のごみの有料化の際に「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」という冊子のほか、平成25年9月に発行した小樽市くらしのガイドに掲載し、全戸配布していました。

○新井田委員

過去に2回ほど全戸配布も行って周知を図ったことが分かりました。

印象として結構時間もたっているかというところもあるのですが、例えばガイドブックのような完全保存版とまではいかないかもしれないですけども、そういったものについて今後の考え方としてはいかがでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

例えば資源物の分別等に大幅な変更があった場合には、市民への周知方法を検討していきますが、当面は今回発行された保存版を活用していただきたいと考えています。

○新井田委員

大幅な変更があったときは考えるということで分かりました。

小樽市のホームページでも詳細の品目がもっと分かる早見表がPDFファイルでダウンロードして見られるとなっております。私自身もあれを見て判断をすることも多く、便利に使っておりますけれども、細かくなるとやはり字も小さくなって探すのもなかなか大変なのかと考えられます。

今回この早見表ももちろんありますし、広報の保存版というところでも、双方の効果の違いというのを図るのは難しいかもしれないですけども、そういった効果の違いも今後、精査していければ、よりよい方法が見つかるのではないかと思います。

今回の広報おたるでの取組が、少しでもごみ分別に寄与することにつながって、ごみの分別もゼロカーボンにつながることでありますので、そういった部分で期待するところではあります。

◎省エネ家電転換促進事業費について

次に、省エネ家電転換促進事業費について伺います。

エネルギー価格高騰の影響を受けている市民に対して、節電効果の大きい省エネ家電やLED照明への切替えによって、影響を軽減する取組であると思います。また、省エネ効果があることは、温室効果ガスの排出量削減も図れる事業であります。ゼロカーボンシティを進める本市においても、大事な取組になるのではないかと考えます。

寒冷地エアコン、冷蔵庫を最新の省エネ基準のものに買い換えたり、LED照明化への補助などは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業ですが、まず、想定している件数と補助金も併せてお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

まず、見込みの件数は、全体で900件を見込んでおりまして、うち600件をオンライン申請による2,000円上乗せ分を見込んでいるところでございます。また、事業費の総額が5,199万8,000円、そのうち補助金に当たる予算額は4,620万円でございます。

○新井田委員

900件分で、オンラインの申請で2,000円分、600件と想定しているということで分かりました。

では、過去に似たような省エネを意識した家電のみを対象とした買換え補助のような事業はありましたでしょうか。

○（生活環境）環境課長

本市におきましては、省エネを意識した家電のみを対象にした補助制度はございませんでした。

○新井田委員

今までにない新しい事業ということで分かりました。

それでは、対象家電の中で寒冷地エアコン、冷蔵庫があるのですけれども、こちらは買換えのみが対象になりま

すでしょうか。

○(生活環境)環境課長

冷蔵庫は買換えのみを対象といたします。

また、寒冷地エアコンにつきましては、近年の気候変動による熱中症対策のほか、氷点下における暖房効果が期待でき、灯油などを使用する暖房器具と比べ省エネ効果を得られることから、新規での購入も対象とするものでございます。

○新井田委員

冷蔵庫は買換えのみで、エアコンに関しては近年の暑さを考慮しながら新しく購入しても対象になることが分かりました。

では、もう一つのLED照明についてですけれども、どのようなものが対象になりますでしょうか。

○(生活環境)環境課長

LED照明につきましては、蛍光ランプからLEDに照明器具を交換した場合を対象とするもので、ランプのみの交換は対象外となります。

なお、照明器具を交換する際に、例えば安定器を外す工事なども含めて設置工事費は対象といたします。

○新井田委員

蛍光ランプからの切替え、また工事を含むものも含まれることが分かりました。

例えば屋外の玄関灯のようなものも対象になり得るのか、今の段階で想定していればお聞かせください。

○(生活環境)環境課長

現状では家に設置したものということになっています。現在、玄関の詳細はまだ決めていないのですが、あくまでも屋内、家に設置したものを対象とすることで考えております。

○新井田委員

これから詳細を決めるということをお願いいたします。

では、例えば寒冷地エアコンと冷蔵庫や、冷蔵庫とLED照明や、LED照明を部屋の数だけといった重複というものは可能なのでしょうか。その点をお聞かせください。

○(生活環境)環境課長

1世帯1回、1家電が要件となります。

○新井田委員

1世帯1件で、世帯ごとに本当に広く利用されるということでした。

冷蔵庫などの場合は、今まで使用していたものと、買い換えた確認が必要になってくるかと思います。その確認はどうなりますでしょうか。

○(生活環境)環境課長

エアコンや冷蔵庫を廃棄する際は、買換え前後の写真やリサイクル券などで確認することを想定しております。

○新井田委員

しっかり確認の工程もされていることが分かりました。

それでは、実際に市民の方が申請するときから補助の完了までの流れと、大体でいいので、1件の申請に係るスケジュールも併せてお聞かせください。

○(生活環境)環境課長

まず、対象となる家電を購入する前に、市にオンラインを含めまして申請を行っていただきまして、申請内容を確認した後、市から交付決定の通知を行います。その後、対象となる家電を購入いただきまして、またオンラインも含めました実績の報告をしていただき、その内容が適切であることを確認した後に、補助金の確定の通知を行う

とともに、補助金を口座に振り込むような流れになっております。

○新井田委員

ちなみに、スケジュールは、今の段階ではまだ分からないということによかったでしょうか。

○（生活環境）環境課長

スケジュールにつきましては、今のところ6月中旬ぐらいから申請の受付を開始しまして、11月末までを予定しております。

○新井田委員

これからだと思いますが、市民の方が申請したときの1件当たりのスケジュール感は、大体でもいいので、今の段階では分からないでしょうか。

○（生活環境）環境課長

購入いただいた後に補助の実績報告をいただいて、最速で二、三週間ぐらいかと思いますが、ここは補助申請の混み具合もあると思うので、その辺は御了承願いたいと思います。

○新井田委員

いろいろ変わるかと思うのですが、今の段階でのところでお聞かせいただきました。

それでは、事業の説明の中で、オンライン申請で補助額に2,000円の上乗せ分というところがありました。

こちらは、一度も来庁せずにオンラインでの申請で完結することは可能なのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

オンラインの申請の場合につきましては、一度も来庁せずに完結することが可能でございます。

○新井田委員

オンラインに慣れている方は、これができるということで分かりました。

購入する先のお話ですが、事業者や購入店舗など市内に限定されるものでしょうか。あくまで市民向け補助であるから、購入先は問わないのか、もしくは市内事業者に限定されるのか、その点をお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

対象となる購入店舗につきましては、小樽市内に所在する実店舗となります。

本事業は市内の事業者応援という側面もありますので、市外の店舗やインターネット等の通信販売での購入は対象外となります。

○新井田委員

しっかり市内の事業者への応援も含めていることが分かりました。

次に、周知についてはどのように考えておられますでしょうか。どこに向けて周知するのか、また、周知方法も含めてお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

市民の皆さんに対して広く周知を図るということで、広報おたる、市ホームページ、SNSなどによる周知のほか新聞折り込み、その他、公共施設や商業施設などにポスターを掲示することを予定しております。

○新井田委員

結構幅広く周知されることが分かりました。

それでは、どういった家電を対象にするのか、省エネ基準達成率100%を満たす家電ということで、そもそも省エネ基準達成率というものはどういうものなのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

今、委員がおっしゃられた省エネ基準達成率とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、いわゆる省エネ法に基づいて定められました製品ごとに設定されている省エネ性能の目標基準値を

どれくらい達成しているかをパーセントで表したものです。

なお、数値が高いほど省エネ性能が高いと言えるものでございます。

○新井田委員

省エネ法で目標基準が定められているというところで、達成率100%を満たす家電ということが分かりました。

それでは、この省エネ基準達成率100%を確認する方法というのは、何がありますでしょうか。

○（生活環境）環境課長

この省エネ基準達成率につきましては、家電の小売店などにおいて値札などと一緒に表示されていることが多いものと考えておりますので、確認は可能かと思いますが、経済産業省の資源エネルギー庁がウェブ上で開設している省エネ型製品情報サイトで検索して調べることも可能となっております。

○新井田委員

店舗でそういったマークといった表示があるのは、私も何となく記憶にあるかと、また省エネ家電のサイトでも確認ができることが分かりました。

自分たちでも調べられるし、また、購入先で省エネ基準達成率100%を満たす製品はどれかと聞いて進めるのもやはり大事かと思います。可能な限り、分かりやすく、申請の煩雑さを少なくできれば、申請する側も担当部局の皆さんも、お互いにいいのかと考えます。省エネ基準の家電に切り替えることで、年間の消費電力、年を重ねるごとにその効果が大きくなっていくと思いますし、市民の皆さんで温室効果ガス排出量の削減にも寄与することができることにもつながります。

先ほどのようなごみ分別の件もそうですけれども、ゼロカーボンシティへの取組としても大変重要であると思い、今日伺ってまいりました。その上で、広く利用してもらえるように、実際に補助を受けるに当たって少しでも申請しやすくしていただけるようお願いして、私からの質問となります。

○白川委員

◎保育士等就労定着支援事業費補助金について

保育士等就労定着支援事業補助金についてお伺いしたいと思います。

まず、この事業の概要について御説明ください。

○（こども未来）子育て支援課長

事業概要ですが、民間保育所における保育人材の確保、定着を支援し、保育士不足を要因とする入所待ち児童の解消を図るため、令和5年4月1日以降、新規に市内の民間保育施設等で保育士等として就労を開始した方を対象に、就労継続年数に応じて補助金を交付するものです。1年目は10万円、3年目で20万円、6年目で30万円です。

○白川委員

次に、予算額645万円の内訳をお示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

新規に就労される方を30名と見込み、1人10万円で300万円。今年度3年目を迎える方が17名いますので、1人20万円で340万円。残りは事務費として5万円です。

○白川委員

ちなみに、令和7年度の予算額は865万円だったのですがけれども、今回、新年度予算で220万円ほど減額になっている理由について、お知らせいただけますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

支援金の対象者数は、事前に市内保育施設へ照会した回答結果に基づいて算定しています。令和7年度は1年目が35名、3年目が28名と見込んでいたのに対し、令和8年度は1年目が30名、3年目が17名と減少したので、減額

となりました。

○白川委員

続いて、この事業が始まる前の令和4年度末時点で保育士は何名足りなかったのか、また、市内の民間保育所で補助金対象者はこの3年間で何名採用されたのか、お聞かせいただけますか。

○（こども未来）子育て支援課長

年度末で何人の保育士が不足していたのかに関しましては、令和5年3月1日時点での民間保育施設において、保育士不足により入所待ちとなっている各施設の児童数と配置基準から算出しますと、17名となります。

また、この補助金が始まって、市内で、民間保育施設等で何人採用されたかという御質問については、今日時点で73名となります。

○白川委員

次年度で4年目となる事業ですけれども、これまでの交付決定者の中で離職された方はいらっしゃるのでしょうか。いらっしゃれば、離職理由は押さえていらっしゃるかも伺います。

○（こども未来）子育て支援課長

1年目の支援金を受給しまして、1年以内に離職した方は7名いらっしゃいます。また、3年目支援金の未申請者が15名おり、この方たちが離職していると仮定すると、合計で22名となります。

離職理由につきましては、アンケート調査などは行っていないのですが、今年度の退職等の支援金の取扱いについて、直接市にお問合せいただいた方などに、差し支えない範囲で聞き取りをしております。それによりますと、妊娠による離職が1名、不明の方が1名となっています。

○白川委員

次に、令和8年度では、現在足りない何名の枠をどこまで補充するというお考えがあるのか、お聞かせいただけますか。

○（こども未来）子育て支援課長

予算案の作成におきまして、市内保育施設等へ照会しておりまして、各施設で合計28名の新規採用を予定していることを確認しておりました。さらに、採用者が増えた場合に備えまして、30名分を1年目支援金の予算として計上しており、こちらについては対応できるものと考えています。

○白川委員

保育士等就労定着支援事業補助金のほかにも、小樽市保育士等人材バンクの設置も実施されておりまして、保育士等の人材確保に注力されているのだと感じているのですけれども、そこで対象とされる潜在保育士について伺います。

現在、市内にはどの程度の潜在保育士が存在しているのか、お示しいただけますか。

○（こども未来）子育て支援課長

市内の潜在保育士の人数については、市では把握しておりません。

○白川委員

私が考えるに、保育士等の人材確保の事業は、対象となる母数となり得る潜在保育士が市内にどの程度いるのかという点と、潜在保育士がどういう理由で現場を離れているのかといった実態把握が必要なのではないかと考えるのですが、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

潜在保育士や退職理由の把握は、保育士確保策を検討する上で意味のあることだと思っていますので、どのような方法が取れるのか、検討してまいりたいと考えています。

○白川委員

これについて事例を紹介したいのですが、令和7年12月の鹿児島県の報道で、県内の保育士の現況調査で、就業する約3,100人の4分の1が、継続して働きたくないと回答したと報告していました。給与などの処遇や業務負担の大きさが理由に挙げたそうなのです。この調査は令和6年度に実施されたそうで、県に登録する保育士約2万7,000人のうち、約5,400人が回答したとのことでした。資格を持ちながら離職している潜在保育士約2,000人の4割は、給与や勤務日数、あと時間が希望に合えば保育士として働きたいとしていたそうです。

県内の保育士の不足数は4月1日時点で、推計で約470人おりまして、これを受けて、県は人材確保のために令和7年10月に潜在保育士らと保育所のマッチングを担う鹿児島県保育士・保育所支援センターを開設したということがありました。

ここから質問させていただきたいのですが、先ほど伺ったように、離職理由の把握ができていますのであれば、こういった形で、対象規模が分かるように市内の潜在保育士の実態調査を行う必要があるのではないかと考えております。

市内で何名いるのか、その母数を把握することが、事業の規模感を設定する根拠にもつながると思いますし、その方たちは何がネックで今に至っているのか、どこを改善すれば復職につながるのかが具体的に見えてくると思うのです。そこには小樽市ならではの地理的条件や、処遇改善の必要性などが見えてくると思うのですが、今後、こういった実態調査を検討してみてもはと思うのですけれども、どうでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

鹿児島県では、県に登録がある保育士を対象に調査を行ったとお聞きしているのですが、市町村ではその情報を持っていないため、調査対象の把握ができないところがあります。そのため、本市におきまして、鹿児島県で行われた実態調査を行うのは難しい面があると思いますので、まずは、他市町村の取組などを注視していきたいと思えます。

○白川委員

この事業自体はすごくいいものだとは私は思っています。すごくいい事業だからこそ、その質がもっと上がると、さらなる効果が期待できるのではないかと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

◎おくやみ窓口・終活相談について

次に、おくやみ窓口と終活相談についてお伺ひします。

おくやみ窓口でのこれまでの状況についてお伺ひしたいと思えます。

おくやみ窓口の対応業務について、改めて御説明いただけますか。

○（生活環境）次長

おくやみ窓口での業務ですけれども、亡くなられた方によって必要な手続が非常に多岐にわたるという状況がございますので、大きな課題として三つほど想定してございました。

まず、亡くなられた方の手続はどういったものがあるのかが分からない状況があると思っております、事前に予約してもらうことで、窓口に来ていただく前にどういう手続があるのかを事前に職員で調査をかけることが一つございます。

次に、市役所に来られる機会も少ないかと思えますので、そもそも担当課が庁内のどこにあるのか、場所が分からない方については、おくやみ窓口で直接受ける手続もあるのですが、担当課の職員に窓口に来てもらって対応するもの、また、システム等があっても担当課ではないと手続ができないというものもございますので、場合によっては担当課に行っていただくというパターンもあります。いずれにしても、どこに行けばいいか分からないという状況にならないように、御案内をさしあげているところでございます。

次に、もう一つ、担当課の数が増えますと、これまでだと申請書ですとか、届出書に住所や名前を書かなければ

ならない状況でありましたが、予約制とすることで事前に住所、お名前の把握ができますので、そのデータを活用して、あらかじめ申請書等に印字しておくということで、少しでも御遺族の負担軽減となるような手続のお手伝いをしているところでございます。

また、「おくやみガイドブック」というものを作っておりまして、市役所の手続のほかにも、ほかの機関の手続もありますので、そういったものも記したガイドブックなどを用いながら御案内をさしあげているという状況でございます。

○白川委員

開設からもうすぐ1年がたつと思うのですけれども、開設当初から現在に至るまで、運用される中で何か変更点などはあったりしましたでしょうか。

○（生活環境）次長

先ほどの手続の種類の中で、担当課に行っていただくことがあるとお答えしましたが、当初窓口を開設するに当たって、パターン分けをしまして、あらかじめ担当課に行っていただく業務を整理していたのですが、運用していく中で、担当課に行かなくても簡易な説明で手続が完了するものも出てきました。そういったものについては担当課に行くことなく、おくやみ窓口で処理するという改善を行っております。

また、今後についても担当課と調整しながら改善できる点につきましてはしていきたいと考えております。

○白川委員

現在までの利用状況について、1日の件数や、累計で何件相談があったのか、お聞かせいただけますか。

○（生活環境）次長

おくやみ窓口は令和7年4月18日に開設いたしました。当初、予約制として、先ほど申し上げた事前準備に要する時間や、1件当たりが必要となる時間などを考慮しまして、1日4件お受けすると考えてございました。

運用する中で、やはり予約せずに直接窓口に来られる方もいらっしゃるしまして、4件を上回るときもあったのですが、件数につきましては3月9日現在で706件、単純に平均しますと3.3件という状況となっております。

○白川委員

結構枠が埋まっている印象を受けました。それほど必要とされている方が多くいらっしゃる印象を持っております。

続いて、おくやみ窓口が開設したときの説明では、おくやみ窓口に関する相談以外にも、終活や空き家などの相談については、窓口でその内容をお伺いした上で、内容に応じ、担当課や関係機関へ案内することとされておりました。

これまでの相談件数の中で、どういう相談がどういった割合であったのか、お聞きしたいと思います。例えば終活と相続、空き家に関する相談という形で項目別で上げていただけますか。

○（生活環境）次長

おくやみ窓口の手続に併せて、終活となりますと、亡くなる前の話になりますので、直接的なものはないのですが、例えば相続の話の中での相談は、その部分だけを切り取った集計はしていないのですが、単純に終活であれば終活だけの相談、相続であれば相続だけの相談という件数で申し上げますと、終活が2件、相続が4件、空き家がゼロ件となっております。

○白川委員

開設するときの説明で終活の相談も受けると聞いた中で、市長の会見の中でもそういった発言がありました。

そこから気になった部分があって、おくやみ窓口のチラシや市のホームページで、終活や相続、空き家について相談を聞いてもらえるような触れ込みは確認できなかったのですが、こういったものはどう周知されているのか、お伺いしたいと思います。

○（生活環境）次長

おくやみ窓口ということですが、亡くなった後の手続が中心になります。

それ以外、今、終活というお話がございましたが、特にチラシで終活についても相談を受け付けていますよという周知は行ってはいないのですが、お悔やみというフレーズといったところから、件数はそれほどなかったですが、そういった相談も来ているということで、おくやみ窓口では、福祉保険部からエンディングノートを頂いておりまして、そのエンディングノートを配布するという対応をしているところでございます。

○白川委員

ちなみに、終活についての相談は、おくやみ窓口以外で受けているケースはあったりするのかお伺いします。あればどこで受けているのか、お聞かせいただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

おくやみ窓口以外での終活の相談の御質問だったのですが、対象者が御高齢の方の場合は、高齢者に関する相談窓口である地域包括支援センターでお話をお受けしておりまして、相談内容により、必要に応じて関係機関へつないでおります。

○白川委員

先ほど、エンディングノートのお話をされていましたが、これが地域包括支援センターにも配置されているとも伺ってまして、そういった対応もされているのだらうと理解できました。

私は、令和6年第1回定例会の一般質問で、おくやみ窓口のお話をした次に、終活支援事業について提案をさせていただきました。終活支援の取組については、幅広く情報の収集に努めてまいりたいという市長の答弁がありまして、その後の予算特別委員会の中でも、全体的な社会問題として取り組んでいくべきではないかという考え方もあるので、今後は対象者と事業の範囲、どこまで行政がやるべきかというところのニーズを注視しながら、最適な方法というのを慎重に考えていきたいとおっしゃられていたと思うのです。

この点について、現在の状況をお聞かせいただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

令和6年第1回定例会で答弁させていただいた後、情報収集と検討について継続していたところになります。新たなサービスの支援までは、まだ話は進んでいない状況にありますが、先ほどの地域包括支援センターでの相談を受けている実態や、先ほど、高橋龍委員の御質問の中でお答えさせていただいたのですが、例えば身寄りのない高齢者の方であれば、国が社会福祉協議会などを新たな相談支援の仕組みの窓口として検討しているなどの事態がありますので、その動向を注視しているところになります。

○白川委員

こういった形で、どこに相談していいかわからないことがないような体制を築いていただければと思います。終活については、私も勉強して引き続き議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎災害用配慮者支援用バンダナについて

次に、災害用配慮者支援用バンダナについて伺いたいと思います。

令和7年第4回定例会の総務常任委員会で、災害対策室に、災害用配慮者支援用バンダナの導入を提案させていただきました。災害対策室からは、避難所で災害時要支援者とそうでない方を見分けるためのツールについて、災害用バンダナのことを言っているのですが、現在、避難所に備蓄している各種の備蓄品等には備えていないのが現状であると。そして、本市として避難所開設運営の実行力向上のため、今後、福祉部署と連携して道内市外の状況も含めて、災害用バンダナの導入について検討する必要があるものと認識しておりますとの答弁をいただいております。私からもぜひ関係部署と情報を共有していただき、検討を進めていただきたいことをお願い

いしておりました。

この災害用配慮者支援用バンダナについて、災害対策室から情報の共有などがありましたでしょうか。あれば、その内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

災害対策室との情報共有はさせていただいております。令和7年第4回定例会の議会であった議論について、議事録等を報告いただいて、内容を把握させていただきました。

○白川委員

令和7年第4回定例会の総務常任委員会でもお話ししたのですが、要配慮者への支援というのは一見対象者への限定的なものにとらわれがちですけれども、むしろ、避難所全体の安全性と持続性を高めるために不可欠なものではないかと考えております。

災害時に高齢者や障害者などの要配慮者が十分な支援を受けられずに、生活機能の低下や要介護度の重症化といった二次被害が生じることを防ぐ効果があるものと思っておりますので、ぜひ検討いただきたいと思うのですが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

災害用バンダナにつきましては、一目での状況を把握できる利点がある一方で、作成にかかる費用対効果、それから当事者の中には障害を周囲に知られたくないという方もいらっしゃることで、夜間や混雑した避難場所での視認性を確保できるかなどについても検証する必要があるということから、他都市の導入事例、それから本市の障害者団体などの御意見を収集しまして、その必要性も含めて研究してまいります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○松岩委員

◎子ども会議について

まず、小樽市の子ども会議について伺います。

令和8年度の予算で4万3,000円が計上されておりますが、この事業目的、実施内容、予算の内訳について御説明をお願いします。

○（生活環境）青少年課長

事業の目的ですが、子どもの権利条約を学ぶとともに、権利条約の一つである子供の自由な発想で意見を述べ、他人との意見の違いを認識し、議論を通じて考えをまとめていくことを目的としております。

実施内容ですが、中学生を対象として開催いたしまして、前半で子どもの権利条約について学ぶ時間を設けまして、後半に市長との対話の時間を設けて実施する予定であります。

事業費の内訳ですが、参加記念費としまして報償費2万3,000円、参加者交通費としまして役務費1万円、資料作成や事務用品費としまして需用費1万円の計4万3,000円を計上しております。

○松岩委員

令和7年度まで行っていた事業が一区切りとなって令和8年度で新たにということだと思っておりますが、今の御説明を聞いている限り、7年度に行っていたことと制度設計はさほど変わっていないと思うのですが、そのような理解

でよろしいか、念のために確認します。

○（生活環境）青少年課長

前半と後半にやる事業に関しては、令和7年度までと同じような形でやらせていただきたいと思いますと考えております。

○松岩委員

当たり前のことなのですけれども、市長は、これまで対話の重視やまちづくりにおいて子供の声を聞くことは重要であるといった発言を繰り返されてきました。この事業は、子どもの権利条約に基づいて子供たちの声を直接聞く機会ということなので、まさに市長が日頃おっしゃっていることの理念を体現する事業であると考えられます。

ただ、予算は4万3,000円、開催は年1回ということでありますと、子供たちの声を広く聞く取組としては十分だとは言い難い規模ではないかと思わざるを得ません。

市として、この事業をどの程度重要なものに位置づけているのか、認識を伺いたいと思います。

○（生活環境）青少年課長

子供たちの意見を聞く場を設けることは大切なことだと考えており、市長と直接対話のできる子ども会議は貴重なものだと思っております。

○松岩委員

令和8年度についての事業内容は現在、校長会と協議している部分もあるのかと思うのですが、参加校の考え方、参加人数、子供たちから出た意見を市政にどう生かしていくのか、この辺りについて現時点で市側が目指している実施内容をお聞かせください。

○（生活環境）青少年課長

令和8年度の実施に向けては、現在の1グループ4名がグループワークを進めるには適切な人数であると、校長会からは聞いているところであります。

また、子供たちから出された質問や意見は、市長が直接回答しており、会議の中で終了することがほとんどでありましたので、市政への反映といった観点から子ども会議で議論された内容を担当課である青少年課でまとめ、庁内各担当課で共有するなどし、必要に応じて子供たちへフィードバックすることを考えております。

○松岩委員

先ほどからお話ししているとおり、本事業の予算が4万3,000円ということで、多いのか少ないのかという議論はありますが、裏を返すと、市全体の予算規模から考えれば、たったの4万3,000円でこんなにすばらしいことができるのかと私は思ってしまったのです。言うなれば、非常にコストパフォーマンスが高い事業であると。こんなに意義が明確で、理念も非常にあって、子供たちのためにもなって、小樽市のためにもなるということを考えると、子供たちの市政への参画とか教育的意義という観点を考えれば、むしろ積極的にやったらいいのではないかと。

今のところは限られた人数の参加となっているのですが、より多くの子供が参加できるように募集人数を拡大するとか、参加機会を広げるという考えについてはいかがですか。

○（生活環境）青少年課長

先ほども申し上げましたように、現在の1グループ4名がお互いに相談しやすく、意見をまとめやすいと校長会から聞いておりますが、1グループの人数やグループ分けなど、引き続き参加者を増やすことが可能かどうか校長会とも相談してまいりたいと考えております。

○松岩委員

1グループ4名がいいのだということは崩す必要ないのかもしれませんが、グループを増やすことはできるとしますので、そこはぜひ頑張ってほしいと思います。

次に、予算規模から考えれば、当然年に複数回やることも十分可能ではないか、例えば長期休暇だとか連休な

ど、最低でも年に2回ぐらいはできてもおかしくないのではないかと考えます。

市としてそんなにやっていられないのだと、人を割けないのだということであれば業務委託という手もありますし、いずれにしても、子供たちが市政について考える機会をより多く創出するという観点からも、ぜひ年に複数回やってほしいと思うのですが、これについて見解をお願いします。

○（生活環境）青少年課長

現段階では、令和8年度からの実施内容について検討している状況であります。学校での行事等を考えますと、年間に複数回を実施することは難しいと考えております。

また、委託につきましては、開催準備や子ども会議で出された意見の集約など、直接、職員が子供たちの意見を聞くことも必要となることから、これらの事業を委託することはなじまないものと考えております。

○松岩委員

今、新たな答弁が出てきたので深掘りしますが、まず、その難しいという観点は誰が考えているのですか。担当課で考えているのか、校長会の意見なのか、お願いします。

○（生活環境）青少年課長

学校の行事等もあるというのは青少年課の考えでありまして、今後、校長会とも相談していくことにはなるかとは思いますが。

○松岩委員

これからどうするか相談していく中で、市として学校行事が詰まっているから難しいという理由で、現時点で年1回の開催を考えているというのは少し悲しいというか、まだ協議段階であれば、前向きに考えていただいてもいいのかと、それこそ検討するでもいいのかと思います。

それから、委託についてなじまないという点は、私はそんなことはないのではないかと考えたのですが、まだ勉強不足な点もありますので、先進事例を調べて、何かの機会で議会議論ができれば、そこでしたいと思います。

私は別に委託することはなじまないとは思わないですし、私は2年前に青年会議所で小樽市子ども議会をやりましたけれども、もちろん市の協力をいただいているというのは前提ですし、そのときは別に市の外部委託を受けてやったわけではありませんが、民間事業者でも全く問題なく運営できるものと考えます。

子供たちが市政を身近に感じるために、実際の行政や議会の雰囲気を感じることが私はすごく大事だと思っておりまして、例えば市議会の本会議場だとか、今、議論している委員会室をグループワークの部屋として活用するというので、子供たちにとっては、よりリアルな議会体験とか、実際に行政はこういうところで動いているのだということを感じてもらえる場になると思っております。実際に、他の自治体の子ども議会だとか、このような子どもの権利条約を学ぶ機会などの事業は、そういった体験や体感してもらうということも含めてやっている場合が多いです。

本市の場合は、青少年課の主催ということで、小樽市勤労青少年ホームでやっているわけなのですが、せめて、おたる子ども会議においては、議会の施設、本庁とか別館の機能を活用することも検討してほしいと思いますが、考えはいかがでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

子ども会議では、グループワーク形式を想定していますことから、本会議場を使用することは難しいものと考えております。

委員会室を使用することにつきましては、空き状況やほかの施設よりも使いやすいかなど今後、検討してまいりたいと考えております。

○松岩委員

検討していただければいいです。ぜひ検討してください。

そして、今年のおたる子ども会議は、私はどんな予定を優先してでも絶対に行きますので、よろしくお願いいたします。

◎小樽市男女共同参画基本計画市民意識調査経費について

小樽市男女共同参画基本計画市民意識調査経費についてです。

まず、男女共同参画の位置づけについて確認したいと思います。

男女共同参画の施策を進める責務が自治体にあることは理解していますし、この理念がとても大切なものであるということも理解しております。しかし、法律上、男女共同参画課という独立した部署を必ずしも設置しなければいけないという義務はなくて、そのことも踏まえると、小樽市として現在の組織体制が最も合理的な形なのかというのは、私も前回の代表質問で、見直す余地もあるのではないかとということで質問しておりました。

まず、こんなことを言うほどの話ではないのですが、昭和60年に男女雇用機会均等法が制定されてもう40年がたっております。それから、平成11年には男女共同参画社会基本法が制定されて、同法の第9条では、地方公共団体の責務が明示されております。

一方で、社会の状況を見ていますと、女性初の高市内閣総理大臣が誕生するということでも話題になりましたが、女性が社会で活躍すること自体が、私も男女雇用機会均等法ができる前は知りませんが、そういう差別されていた時代はあったのかと思います。私が男性だからだという意見もあるかもしれませんが、昨今、女性が差別されているといった性別的な役割分担がまだ明確に残っていることを感じるというのは、正直、あまりなくて、以前と比べて、そういった状況は非常に改善されているのではないかと考えております。

このような状況の中で、現在、男女共同参画課として、男女共同参画の状況と担当している事務分掌三つを踏まえて、どのような役割を担っていると認識しているのか伺います。

○（生活環境）男女共同参画課長

男女共同参画社会とは、性別に関わりなくその個性と能力を発揮し、誰もが生き生きと暮らすことのできる社会のことをいいますが、近年、男女共同参画への意識は浸透してきているものの、やはりまだ性別による固定的な役割分担意識や各種分野における男女格差は残っていると考えられることから、小樽市男女共同参画推進基本計画に基づき、男女共同参画社会実現のために、市民への周知、啓発等をはじめとする施策につきまして推進する役割を担っていると考えております。

○松岩委員

今、まだ差別や性別的な役割分担などが残っているのだという話でしたけれども、残っているということであれば、具体的に何かがあると思うのですが、具体例をお聞かせいただけますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

男女格差として言われておりますところでは、男女の賃金格差、女性の非正規雇用率が高いですとか、大学進学率が男性のほうがまだ高い、まだ管理職の割合が男性のほうがかなり高いなど、そういった部分で男女格差というのはまだ残っていると考えております。

○松岩委員

この議論をしたら本当に切りがないので、ここは課としてそう認識していることを確認したというところにとどめます。

次に、相談の実態ですけれども、今、男女共同参画分野にかかわらず、基本的に何か困ったことがあったときに、まず、頼るのはインターネットの検索、それからSNSの検索、AIの検索というのが私は当たり前なのかと。よほどのデジタル弱者、デジタルに疎い方、なじみのない方以外は、基本的にはこうなのではないかと思っています。

一方で、男女共同参画に関する相談というのは、厚生労働省が困難な問題を抱える女性の相談窓口としての全国

共通短縮ダイヤル「#8778」を令和6年6月から運用しておりますし、北海道においても女性相談支援センターというのがございます。

今、担当課から、まだ様々な課題が残っているのだという御答弁がありましたけれども、こういった国や北海道においても様々な相談体制がある中で、引き続き、男女共同参画課として小樽市がその問題を解決する相談窓口を設置し続ける、そして、課としてそういった業務を続けなければいけない理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○（生活環境）男女共同参画課長

引き続き男女共同参画課で相談窓口を設置する理由といたしましては、まず、令和6年4月に施行されました困難な問題を抱える女性への支援に関する法律により、女性相談支援員の配置が市町村の努力義務となったこと、また、DV被害者の一時保護につきましても、警察や北海道女性相談支援センター、市の関係部局等と連携を取り、当課で実際に被害者を関係機関へ搬送するなどを行うこともあること、また、相談員と相談者が対面でやり取りを行うことで、困難を抱える市民に対し、よりきめ細やかな対応が可能となることなどから、女性相談室を設置し、このような問題に対処していくことは必要だと考えているところであります。

○松岩委員

まず、必要だと考えているということにとどめます。

次に、社会の多様化についてですけれども、今の男女という枠組みだけではなくて、自身の性別を男女どちらでもないと認識するような方もおりまして、様々な性の在り方が社会的にも議論されております。本市においても、パートナーシップ宣誓制度を導入するなど、多様な性の在り方についての施策が様々なにあります。

この質問では、多様な性の在り方についてどうこう議論をするつもりは全くないですけれども、こうした社会の変化が現実には起きているということは、誰にとっても明らかな状況なわけでありまして。

その中で、私が前からずっと疑問に思っていたのが、この課の名称になっている男女という枠組みを前提とした部署や施策、調査というのが、今の変化を伴う社会の状況に対して適切なのかということです。市としての考えをお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

LGBTをはじめとします性的マイノリティーの方たちを対象とするパートナーシップ宣誓制度など、従来の男女という枠では収まらない施策も進めてきておりますが、あくまで根底にありますのは、男女の性別に関わりなく誰もが活躍できる社会を目指すということでありますので、現時点では男女という枠組みを基礎とする部署や施策調査等につきましては適切であると考えております。

○松岩委員

そうおっしゃるのであればそうなのだと思います。

ただ、一応、私は前回の代表質問でも触れてはいますが、男女共同参画課と青少年課を統合して担当課長をそれぞれ2人置いて、職員数を効率化して、その代わり、もう少し男女、それから青少年等困った方に対して幅広く手を差し伸べるような部署をつくったらどうかという意見を持っている人間です。これは会派の意見ではなくて私個人の思いですけれども、その観点で質問しています。

なので、決してこの男女共同参画の施策が不要だとか、そういうことを言いたいわけではございませんので、そこは明確に申し上げておきたいと思えます。

次の議論が、この調査費についてなのですが、今回の男女共同参画意識調査ということで、令和8年度、生活環境部では意識調査のために40万円の予算が計上されています。

まず、この調査を実施する理由、調査の概要、予算の内訳をお聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

調査の実施理由につきましては、第3次小樽市男女共同参画基本計画において、市民意識調査を実施することにより、市民の男女共同参画に関する意識や実態、成果指標の推移について把握するほか、過去の調査結果と比較することにより、男女共同参画に関する市民意識の変化を確認し、今後の取組に生かしていくこととしているためです。

次に、調査の概要につきましては、市内に居住する18歳以上の男女各1,000人を年齢別割付により無作為抽出し、対象者へ調査票を郵送し、返信用の封筒での回答またはインターネットによる回答を求めるものでございます。

予算の内訳につきましては、用紙や封筒、宛名ラベル等の事務用品などの消耗品費や返信用封筒の印刷費のほか、アンケートの発送や返信に係る郵送料等が内訳となっております。

○松岩委員

念のために確認しますが、アンケートに答えていただいた方に報酬等のインセンティブをお支払いする予定はございますか。

○(生活環境)男女共同参画課長

そのような予定はしておりません。

○松岩委員

私としては、アンケートの中身がどのようなものかという議論ではなくて、それは課として必要であればやっていただけたらいいと思うのですが、2日前の議会議論で私が質問しました市政アンケートモニター制度との関係についてです。

市には、市民意識を把握する仕組みとして、市政アンケートモニター制度を令和7年度から始めました。先日の予算特別委員会で質問しましたが、担当課によりますと、この制度については比較的偏りが少なく、統計的なデータとして活用できる市民意識調査であって、令和8年度も引き続き他部署と連携して、10回程度アンケートを実施したい旨の答弁がございました。この市政アンケートモニター制度は、年間48万円の予算が出ておりまして、仮に答弁のとおり10回アンケートを実施するとなれば、単純計算で1回当たり4万8,000円となります。

これに対して、今ほど議論しております男女共同参画の意識調査は1回で40万円かかると。市政アンケートモニター制度が統計的に有効な市民調査であるという答弁を得ています。

そうであれば、男女共同参画の意識調査についても個別で40万円の予算をかけなくても、より正確で回答率も非常に高い情報が得られるので、市政アンケートモニター制度を活用するという考えがあってもよかったのではないかと思います。今回、40万円の予算を独自に計上して調査しなければいけない理由についてお聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

市政アンケートモニター制度の活用について検討はいたしましたが、過去には年齢別割付により無作為に抽出した男女2,000人を対象に調査を行ってきており、これまでの調査結果との比較による市民意識の変化について把握するためにも、これまでと同様の条件による調査方法で行う必要があると考え、独自に調査を行うこととしたものでございます。

○松岩委員

あまり市政アンケートモニター制度を深掘りすると所管外になってしまうので、そこはもちろん問いただしませんが、では、何のためにアンケートをやっているかという話です。他部署の様々なアンケートが効率的に迅速かつ簡便に行うために、わざわざインターネット上でのアンケートモニター制度を市として導入して、今回2回目の実施の予算が出ているわけです。

費用も非常に安くできるといった中で、今までやってきたやり方とアンケートの手法が異なると、結果が比較して見られないから困るのだという話でしたけれども、果たしてそれは本当にそうなのかというところが疑問です。

そうすると、今後アンケートは数年置きに何回かやられるのでしょうかけれども、毎回40万円かかってしまうのかという話にもなりますし、何のための市政アンケートモニター制度なのだろうと、そちらを聞いたほうがいいのか、こちらを聞いたほうがいいのか、また議論が難しいところですが、そんなことがあるかと思うのですが、もう少し比較がどれだけ重要かというところの答弁をいただけますか。

○(生活環境) 男女共同参画課長

男女共同参画社会の実現につきましては、市民の意識の変化、それまで当然とされていた男女における固定的性別役割分担意識といったものが変化していくことが重要な要素になっていると考えておりますので、その部分がより市民の意識がどの程度変化しているかということを実施に生かしていきたいと考えておりますため、過去の調査との比較が重要であると考えているところでございます。

○生活環境部長

私も、企画政策室で所管しております市政アンケートモニターの関係で深くお話しするという気持ちはないのですが、我々が5年ごとに行っている調査は、年齢別、性別を含めての無作為抽出ということで2,000件を調査させていただいて、回答率が必ず毎回同じかというのはやってみないと分からないのですが、2日前にお話しした市政モニターについては、現時点で458名の登録で、令和8年度は700人を目指すことは聞いているのですが、まず、前回行ったアンケートの内容と接点も受けて、どのように変化しているかを確認させていただきたいというところが大きくあります。

先ほど委員の御質問にもありましたけれども、例えば、小樽市内では家庭内での家事の分担などは女性がやるべきだと意識している男性がまだ多いというのは、過去の5年前の調査でもそういった割合が出ております。

先ほど、担当課長からお話ししたように、賃金格差や会社での役職等の差は国全体で出ていることもありますけれども、やはり中央部の都市から比べると、まだ家庭内での男女、旦那、妻というところの仕事の立場の意識というものは5年前の調査でもまだ差があるものですから、そういった部分を含めて前回と同様の2,000名で調査させていただきたいという考え方でございます。

○松岩委員

確認しますけれども、担当部、担当課としては、これまで行ってきたアンケートのやり方と同じようにやらないと比較ができない、要は正しい情報の精査というのか、結果の精査ができなくなるから、市政アンケートモニター制度があるのは知っているけれども、どうしてもそれでなければ駄目なのだという理解でよろしいですか。

○生活環境部長

458名が、回答率を含めて、私どもの部でやりたいという結果とどれだけ差があるかという、そこまで突き詰めているものはありません。今、企画政策室でやろうとしている市政モニターの考え方が間違っているとも申し上げておりません。

本当に男女別と年齢、地域といったものを含めての抽出調査で同じような状態で比較してみたい、単純にそういうことでございます。企画政策室でやっている市政モニターが駄目だとか間違っているということは全く思っておりません。

○松岩委員

誤解を招くと困るので、私の名誉のために言っておくと、別に市政アンケートモニターは駄目だとも間違っているとも思っておりません。市がそう答弁されたのでそうなのだと理解していて、他部署と連携してアンケートをやっていくという答弁を得ているので、あれ、この連携はと思ってしまうのは自然なことだと思うのです。

市全体の予算からすれば40万円というのはすごく小さい額ですけれども、40万円があったら他部署でもいろいろ

な事業ができたり、学校現場で備品が買えたりなど、もっとできることもあります。

この議論は、多分幾ら言っても予算が変更になることはないと思いますし、そこまで私もやるつもりはないのですが、一つの考え方として、今、市政アンケートモニター制度はサンプル数が少ないという発言もありましたけれども、ただ、企画政策室側からはそれで統計的に足りているという答弁を得ているので、例えば40万円の独自のアンケートをやっただいて、同じアンケートを市政アンケートモニター制度で1回やってみると、結果の差が出ると思うのです。それがあまり変わらないのであれば、ほかの部署でもいろいろな計画やアンケートを独自に取らなければいけない、過去との比較で見なければいけないから、市政アンケートモニター制度は使えなくて、独自の調査をしなければいけないとなったときに、いや、意外とそんなに差はなかったという、それはそれでまたデータが取れると思うのです。もちろん今すぐにやりますと言えないと思いますが、そこについての新たな検討をお考えいただくことは可能ですか。

○生活環境部長

今、即答はできませんが、企画政策室とも相談してみたいと思うのですが、仮に二つやって答えが違ったといったときに、どうなるかという想像もしながら、物事を考えていかなければいけないと思うのです。二つの仕事をやらなければいけないが、では、それがどこに生かされるのだということもありますので、この場でやるという返事はできませんけれども、そうした場合にどうなるかという検討や相談はしてみたいとは思っております。

○松岩委員

御承知のとおり、市政アンケートモニター制度は応募型で、人数も1,000人を目標として、今は400人などで、こちらは無作為に2,000人ということで、当然やり方が違うので、もしかすると結果もそれに応じて若干変わるかもしれないですが、違うことが問題ではなくて、違うのだとしたら、どちらかのアンケートの取り方が間違っているか、誤差を大きく出してしまったかということになると思います。そこは、私も統計学者ではないので正確には物を言えないです。ただ、私には市民感覚があると自分では思っていますけれども、やはり市政アンケートモニター制度で、1回数万円で、手頃に簡便にアンケートがインターネットでできるという事業を市としてやっている中で、単独で40万円というのは事業費の差もほとんどないわけで、理解できないというのが私の感覚でした。今回はもうこれでやってみるということで予算が出ていますので、見守るしかないのですが、少ない金額でもこういうことはやはりどうしても見逃せないというか、言っていないといけないのかと思っております。

男女共同参画のアンケートの中身などについては全然触れるつもりはありません。ただ、単独で出ていることに対して違和感があったということで質問をいたしました。

部長からも答弁いただいて、これ以上言っても多分平行線になってしまうと思いますので、私の質問はこれで終わりたいと思います。アンケートの結果もしっかりと見極めて、今後の議会議論をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。